

官報

号外 昭和二十四年十一月二十七日

○第六回衆議院會議錄第十七号

昭和二十四年十一月二十六日(土曜日)

議事日程 第十六号

午後一時開議

第一 道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 自由討議 (前会の続)

●本日の會議に付した事件

森農林大臣の供出米の補正額についての報告

外務委員会委員の員数増加の動議

(山本猛夫君提出)

日程第一 道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵政事業特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計からする繰入金に關する法律案(内閣提出)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方行政調査委員會設置法案(内閣提出)

國際觀光事業の振興促進に關する決議案(栗山長次郎君外二十六名提出)

日程第二 自由討議 (前会の続)

昭和二十四年度一般會計予算補正(第一号)

昭和二十四年度特別會計予算補正(特第一号)

昭和二十四年度政府關係機關予算補正(機第一号)

午後一時四十八分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

供出米の補正額についての森國務大臣の報告

○議長(幣原喜重郎君) 農林大臣より供出米の補正額について發言を求められております。これを許します。農林大臣森幸太郎君。

(國務大臣森幸太郎君登壇)

○國務大臣(森幸太郎君) この機會をかりまして、昭和二十四年度米供出に對する補正額について御報告を申し上げたいと存じます。

本年産米の供出事前割当は三千二百三十二万八千六百石であります。本年の作況の關係上、各府県から相當の補正を要求して参つております。また政府にいたしまして、作況の結果、補正を必要と考へておつたのであります。が、十一月十五日、司令部より、百十四万六千六百石を補正すべし、こういう指令を受けまして、政府といたしましては、その間數回にわたつてこの變更方を折衝いたしたのであります。が、これが容認を得られなかつたのであります。二十五日に知事會議を開きまして、一応この百十四万六千六百石を各府県の補正額として割当てたのであります。

す。しかしながら、政府におきましては、今年の作況を知るがゆゑに、この百十四万六千六百石に於ては、とうてい供出の完納は期したいと考へまして、その後關係方面と極力交渉をいたしました結果、今回二百四十五万石の補正の承認を受けたのでございます。(拍手)昨年と比較しまして十五万石の増加であります。が、なおこれに於ては十分ではないと存じますけれども、今日日本の食糧事情から考へまして、この二百四十五万石という補正について、農業生産者の御協力を切にお願いいたしたいと存じておるのであります。

この機會に、今日までの経過を御報告いたします。(拍手)

外務委員会委員の員数増加の動議(山本猛夫君提出)

○山本猛夫君 常任委員会委員の員数増加の動議を提出いたします。この際、衆議院規則第九十二條の但書により、外務委員会委員の員数は別段の議決あるまで三十五人といたされんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) ただいま山本君から提出せられました動議に對し發言の通告があります。これを許します。神山茂夫君。

(神山茂夫君登壇)

○神山茂夫君 共産黨を代表しまして、ただいまの動議に對して反對の意思を表明するものであります。

外務委員會を三十五名にふやすということが、今日動議の形で出て来るまでには、いろ／＼のいきさつがあつたのであります。すでに諸君も御承知のように、全國民が關心を持つておりますところの日本に對する講和の問題、この重要な問題につきましては、わが日本共産黨は、單に外務委員會の拡充ではなくて、特別委員會の設置が必要であるということを、十一月七日、決議案の形で提出したのであります。これに對しましては、單に共産黨だけではなくて、労働者農民黨、社会革新黨その他の賛成もあつたのであります。が、約二十日間にわたつてこの論議が引延ばされ、これに對抗するものとして、外務委員會の拡充案が民自黨から出て来たのであります。

外務委員會の拡充を私たちが云々する前に、第一回國會におきまして、各委員會の仕事はどういうふうにするかということが論議された場合の速記録を、参考までに読み上げたいのであります。ことに外務委員會のなすべき権限その他の問題については、すでにこの場合にはつきりしておるので、特に強調しておきたいのであります。

これは昭和二十二年六月二十七日の議院運営委員會の速記録によるものであります。が、当時吉川議員は、こういう發言をしておるのであります。「たとへば、外務委員會の第三に『國際會議及び國際機關に關する事項』というのがあるが、この『國際會議』を広く解釈しますと、来るべき平和會議な

ども、これに含まれるような解釈ができるわけでありまして、平和會議のやうなものは、申し上げるまでもなく、この外務委員會に出してあります國際會議とは別個な、大きな意味をもつものであります。それが議院の問題となりまして、當然全議員の新たな考へのもとに、外務委員會以外の大きな委員會がもたれて然るべきではないかと思はれるのであります。従つてこの國際會議には、そういう當然近く起きます平和會議のごときを含むものかどうかといふことを、この際明確に言つておく必要があるかと思つてあります。」

「こういう吉川君の問題の提起に對しまして、當時運営委員長でありました淺沼君は、こういうふうに言つておられます。「しかしこれは重大な問題でありまして、そういうやうな問題にぶつつかつたときに、ひとつ院議に諮つて、どこでやるかといふことを決定しよう。こういうことで今のやうな表現を使つたのであります。これを御了承願ひたいと考へる次第であります。」

淺沼君の意見はこれでわかるのであります。が、さらに参考として私たちが考へておかなければならないのは、大池事務局長の發言であります。(發言する者あり)黙つて聞きたまへ。「この終戦後に控えておられる講和會議のやうなものまで、この國際會議という中にはないといふことになれば、一外務委員會の所管事項としては大きに失するのではないか。むしろ、これはわれ／＼全体の問題として、しかも重要なものとして、みなタツチできるやうなことがいいのではないかといふ

お話でありまして、この国際会議といふものは……「近く予想せられる講和会議のごときものは、日本国の大きな運命をかけておるものでありますので、これは一つ外務委員会として設けるべきものでなくて、全体の、場合によれば特別委員会であろうと何であろうと、大きな一つの考え方からその問題については取扱うべきが至当であらうという意見が、その委員会では圧倒的でありまして、現実の場合に於いて、その問題をこの外務委員会にもつていくがいか悪いかを、その場合にまた運営委員会等の考えもあり、そのとき的情勢を考えてきめていけばいいのであつて、この際の際の国際会議にそれがはいるか、はいらぬかという字義の決定はせずに進んだ方がよからうというこ

とで、このままにきまつたわけであり

ます。しかし、大体の昨日の皆様の御意見は、当然特別委員会というよう

ものが設けられるべきが至当であらうという点に御一致のように解釈をして進んでおられました。」

ここにもはつきりと出ておりますよ

うに、講和のような大きな問題は、單に外務委員会だけではなくて、日本国の運命を決する重大な問題でありますので、これには全国民の意思を反映させるような大きな特別委員会が必要であらうということは、今までの国会においては常識となつておつたのであります。(拍手)

終戦後四年がたちました。終戦直後に予想されておりました講和が、国際情勢のいろ／＼な関係もありまして、今日になつて大きな問題になつて来たことは、すでに本院においても、また

全国民が、さらには全世界の人々が、大きな関心をもつて見ているところであります。従ひまして、日本国民の意思を十分に反映した特別大きな委員会が本院に設けられる必要があるといふことは、まつたく当然のことではないでしょうか。

この際私たちが特に強調しておきたいのは、日本は無條件降服した国であるから、従つて、国民の意思を論じたり、あるいはその意思を云々する必要はないのだというふうな意見が一部にありますが、これこそまつたく誤つた見解なのであります。われ／＼は、一部の反動的な政治家が、あたかも昔日本が関係しました講和條約のように、こちらから出て行つて対等に話ができるというふうなセスチュアや宣伝をしてきたことを知つております。これは大いに批判されるべきところであります。しかし、今はそれはおくとしまして、われ／＼が降伏しているのはポツダム宣言に對してであります。私たちは、單に無條件降伏したのではなくて、ポツダム宣言に對して無條件降伏してゐるということを、断じて忘れるべきではないのであります。

ポツダム宣言の中には、日本の軍国主義的な勢力が一掃され、日本の非武装化が行われ、日本が民主化されたならば、連合軍は撤退する、と書いてあるのではありません。こういう事実があり、さらにこの場合、日本人を奴隷化する意思はない、日本人は当然その民族としての発展を保障するということが、はつきり書いてあるのではありません。従つて、われ／＼が無條件降伏をしたところのものは、ポツダム宣言に

對してであつて、断じて單なる無條件降伏ではなく、ポツダム宣言を條件とする無條件降伏なのだ。従つて私たちは、国会に国民の意思を十分に反映させる必要がある。

これを十分に反映させるためには、現在の二十名の外務委員会を、單に三十五名にふやすというふうな姑息な手段ではなくて、特別委員会——これも單なる特別委員会ではなくて、かつて新憲法制定の際につくられましたようなもの、單に匹敵するだけではなくて、さらにものつと大きなものが必要なのであります。従つて、わが党は、他の党と協力いたしまして、特別委員会の設置を決議案として出したのであります。これが對しては、先ほども申し述べましたように、運営委員会において否決された。そうして、建前が違ひ、建前が違ひということを経返して、民自党の諸君は言ひながら、外務委員会を、初めは二十名と言ひ、後は三十名と言ひ、遂には三十五名と妥協して来たのが、今日の動議の根拠になつておるのであります。従つて、この外務委員会の三十五名の拡大案は、ちよつと見ますと、最も民主的な形で国民の意向を組み入れるというふうに見せながら、実は講和特別委員会という、重大な、大きな、超党派的な委員会のできごとをおそれて、これをごまかすためにこそ三十五名の委員会をつくらうとしておるのであります。

この間におきまして、社会党の側から、初めは趣旨においては賛成であるという御意見がありました。私たちは、問題は実質が問題でありますの

で、外務委員会が五十名程度のものになるならば、あえて講和特別委員会を固持するものではないといふことを、繰返し言明したのであります。さらに民主党の権能君たちからあつせん案が出まして、四十名ではどうかというふうな意見が出ました場合、われ／＼は、本国会の会期が短いという現状から見まして、これが四十名程度に譲られるならば成してもよろしいという態度をとつて進んだのであります。ところが、遂に出て来たものが三十五名案であります。従つて、この三十五名案のものは、実は五十名以上の講和特別委員会設置案に對する一つの牽制として出て来ておる。それに対する一つの攻撃として出て来た。あるいはごまかしとして出て来ておる。ここにこそ、われ／＼が反對せざるを得ない大きな根拠があるのであります。

私たちは、この際特に強調しておきたいのであります。この講和の問題は、まさに日本国民の運命を決するだけでなく、極東における政治情勢を決する上に、重大なる役割を演ずるものである。日本が全面講和の道を進むか、それとも單獨講和の道を進むか、さらに日本が中立を守り得るか、それとも諸君の一部で言われておりますように、軍事基地となるようなことがあるか、これは一日本人の運命にかかわるだけではなく、全世界の動きに大きな影響を持つのであります。従つてわれ／＼は、あくまで講和特別委員会を、全国民の意思を反映させるような形において持つべきであるという主張を固持しながら、この三十五名案はごまかしであるといふことを強調して

反對します。ごまかしであります。

(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 山本君提出の動議を採決いたします。山本君提出の外務委員会の委員の員数を別段の議決あるまで三十五人とすべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて外務委員会の委員の員数は三十五人とするに決しました。

第一 道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、道路運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。運輸委員会委員畠山鶴吉君。

道路運送法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「陸運局長」を「陸運局長又は都道府県知事」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

〔畠山鶴吉君登壇〕

○畠山鶴吉君 ただいま議題となりました道路運送法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査

結果を報告いたします。

の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十一月十九日当委員会に付託され、二十一日政府より提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと四回、これを慎重審議いたしたのであります。

本法案の趣旨を御説明申し上げますと、運輸省設置法により全国所要の地に設置された陸運局分室に道路運送行政の一部を所掌させておりましたが、地方自治強化の見地から、出先機関を地方に委譲する方針に従い、陸運局分室は、十月三十一日をもってこれを廃止し、道路運送法施行令の一部を改正する政令及び臨時物資需給調整法に基く運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令等により、貨物軽車両運送事業に関する職権及び自動車の検査、登録並びに燃料、タイヤ等の割当及びその発券等につきましては、すでに都道府県知事に委任いたしておるのであります。本法案は、なお自動車運送事業及び自家用自動車使用に対する監督の職権の一部を都道府県知事に委任し得ることとするために、道路運送法に所要の改正を加えんとするものであります。

次いで質疑に入り、陸運局分室を廃止して、その職権を地方に委譲することとした理由及びその経過等について、熱心に質疑応答がとりかわされたのでありますが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決の結果、多数をもって本法案は原案通り可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原重喜郎君) 討論の通告があります。米窪満亮君。

○米窪満亮君登壇 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程された法案に対して絶対的に反対するものであります。その反対をする経過について、一言諸君の御了解を得たい点があるものであります。

それは、本法案はただいま委員長代理がこの壇上から説明されました通り、トラックあるいは自家用自動車の運営につきまして、従来これを監督しておつた道路監理事務所が廃止されまして、これにかわつて陸運局の分室が十七箇所設けられるという代案が運輸当局から出されたのであります。われわれはこれを了承いたしまして、地方の自治体に委譲しないという業者の各方面から陳情が、おそらくこの席におられる諸君のところへも、たくさん来ていることだと思ひます。運輸当局は、この国民の声に基きまして、陸運局の分室を都道府県に設けることになつたのであります。ところが、閣議の模様は依然として地方へ委譲するという態度が強いというのを聞きまして、休会中も継続審議し、運輸委員会は、九月の十二日に民主自由党の諸君が発議して、こういう決議を行つたのでござい

ます。それは、陸運局の分室を都道府県に設置するということは第五国会の決定事項である。しかるに閉会中、閣議決定事項として、これに反対の都道府県への委譲を実現せんとすることは、国会の決定を無視するものと認めるところから、政令等により処理せられんとする計画はこれを中止せられ、本問題の最後の処理を次の国会まで保留せられんことを要するといふ、この民主自由党発案の決議案は、超党派の態度をもつて、満場一致運輸委員会において決定したのでござい

ます。しかるに、この九月十二日から一箇月を経た十月の終りごろから、閣議は政令を改正して、委譲のできる部分をすでに地方に通達したのみではなく、法律によつてでなければ改正のできない点が、本日ここに上程されました道路運送法となつて現われて来たのでござい

ます。この百八年度の豹変に對しまして、運輸委員会において、私が運輸大臣にその所信を伺つたところが、心境の変化であるというお答えであり

ます。この心境の変化によつて來つた理由をお尋ねいたしましたところ、陸運局の分室を設置することを得とあるのは、これを設置できないときには設置し得ざるを得というように解釈してよいという、三百代言的な詭弁を弄した。こういう点は、従来吉田内閣が院議を無視し、議會を輕視した連續的な現われの一つでござい

ます。(拍手) 道監の地方委譲といふことは、第五国会に提出されていたのであります。ところがわれわれは、次のような理由でこれに反対をした。一体道監のおもなる仕事は、トラックや乗用車の運送事業であります。ところが、こういうものは、大運送、小運送、また地方鉄道や軌道というよりなものを一貫いたしまして、全国的に、統一的にこれが監督行政をやらなければ、うまいことに行かぬのであります。全国的なもの

を各地方に分割をして、これの監理行政をせよといひましても、まことにうまく行かない。その結果は、いろ／＼と弊害が生じて來るのであります。そういう立場から、共産党は終始一貫反対をして來たのであります。

第五国会におきましては、運輸委員会のほとんど全員が、道監委譲には反対であつたのであります。そこで、政府提出の案も遂に通過せず、わずかに、先ほど米窪議員から説明がありまして、陸運局の分室を十七ほど設けようといふことで事がきまつたわけであり

ます。ところが、第五国会において道監の委譲には反対であるという意思が決定しておるにもかかわらず、これを無視し、これを回避して、休会中を利用いたしまして、一片の行政手段——省令あるいは政令というものをうけて、そうして第五国会に提案した目的を実現したので、今度の措置であります。どうしてもこの回避の手段がうまく行かない点、だが見ても違法行為になるような点、すなわちわちつきり申しますならば、自動車運送事業と自家用車の使用の監督という行政面、これがまたどうしても法律を改正しなければ地方に委譲できないといふので、それだけが本案としてここにかかつて來ているのであります。言いかえるならば、もはや行政措置によつて実体は地方に委譲されてしまつて、からだだけがここに残つてゐる。これはどうも法律に抵触するから、何とかこれを改正したいといふのが本案でありまして、米窪議員の言のごとく、まづたゞ国会無視である。はなはだ遺憾であります。

こういう不体面なことになりますので、最初は運輸大臣みづから道監の委譲については反対意見でありました

と弊害が生じて來るのであります。そういう立場から、共産党は終始一貫反対をして來たのであります。

第五国会におきましては、運輸委員会のほとんど全員が、道監委譲には反対であつたのであります。そこで、政府提出の案も遂に通過せず、わずかに、先ほど米窪議員から説明がありまして、陸運局の分室を十七ほど設けようといふことで事がきまつたわけであり

が、今や忽然として賛成となり、道監を委譲したいという御意思、そこで最近の委員会において、何故かくも激変が起きたかを追究いたしましたところ、一向に合理的な説明がない。たつた一言ありますのは、もつぱら心境の変化——心境の変化とは、皆さん御記憶の通り、あれは軍国主義はなやかなりしころの大憲法裁の言であつた。そのような一言のもとに遁辭をかまえて、一切合財糊塗し去ろうとする、こういう態度、これが民自党の態度であります。

さて、かくのごとく無理押しをして、どうでもこうでも多数の威力をもつてこの案を押し通そうとするが、その裏には一体何があるか。表面に現れておる立法趣旨を見ますと、出先機関の整理、いわゆる行政整理と、それから地方自治の強化ということがうたわれておりますが、一体地方自治の強化や行政整理になるか。

行政整理には、目的は財政上の効果が伴わなければなりません。すでに御承知の通り、出先機関がそつくりそのまま地方に委譲されてしまふということならば、何らここに財政的な効果はあがつて来ないのであります。しかば地方自治の強化になるか。今度の改正案によりますと、ただ実務だけを地方に委譲する。人事権その他は一切中央が持つということになつてい

る。このような中途半端な法案でありますために、地方自治の強化には少しもならない。そのみか、反面の弊害がたいへん多い。

たとえば、新車を割当てるとか、あるいは石油、ガソリンの配給、タイヤと

かチューブの配給がある。年間を通ずると莫大な量の割当権が地方に委譲されるのであります。そうすると結局地方の大ボス、小ボス、県会議員諸君とか、その他の地方官僚とかいうような人々が、盛んにこの間に泳ぎまわると、結局地方の大ボス、小ボス、利権屋に対して大きなえさを與えてやるという結果になる。地方の大ボス、小ボスには、たいへんいいかもしれない。ことに地方の大ボス、小ボスの上に立つておる反動政党にとつては、たいへん都合がいいかもしれない。しかしながら、泣くのは人民であります。

ごらん下さい。いろ／＼な法案に対して、請願がいろ／＼と出ておるが、この請願の中でも、道監委員反対の請願が類を絶して多く出ておる。この一事をもつてしてもわかるように、輿論は完全に道監委員に反対であります。われ／＼は人民の側に立つて、かかる悪法案に対しては絶対に反対するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 石野久男君。(石野久男君登壇)

○石野久男君 私は、労働者農民党を代表いたしました。本案には絶対に反対するものであります。

先ほど米窪委員からも申されましたように、本案の審議過程におきましては、政府及び與党の民自党の諸君の絶対多数による横暴が実に極度に達しておる。この法案に対して、休会中、九月十二日に決議がなされたことは、ただいま米窪委員から申された通りであります。このような院の決議を無視したところの政府のやりかたが、ただ一片の心境の変化——民自党の諸君、特に

與党の委員の諸君も、またわれ／＼も心境が変化したので、このように言つておる。これは実に国民を欺瞞しておるものである。ほんとうに国民のために政治をしておるものであるかどうかということを私は疑う。

われ／＼は、この法案によつて地方自治体が強化されるかというならば、それは絶対に強化されない。そのことは、特にこの法案の實施されることによつて各地方に事務所が設定されましたときの實體は、二頭政治になるのであります。実務は地方自治体がこれを持ち、人事は中央が持たなければならぬという二頭政治は、決して行政の簡素化ではない。のみならず、業者にとつても非常に不便になるのであります。またそののみならず、私たちは、そのことによつて国民の税の軽減にもならないということを指摘したい。私たちは、あくまでも、これらの法案が、ほんとうに業者のために、また国民のために、真にそれ自体が日本の再建のために役立つものであるならば、これに賛成するのによぶさかではありませんけれども、事實はそうではない。まつたく逆に人民を苦しめるところの、産業を破壊する方向に持つて行く法案であるということを指摘して、私たちは反対するものであります。

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案及び国民金融公庫法の一部を改正する法律案の両案を一括議題と

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加されました。

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事前尾繁三郎君。

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案 郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案

ための一般会計からする繰入金に関する法律

1 政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするために、昭和二十四年度において、一般会計から四億千二百七十一万七千円を限り、この会計に繰入金をすること

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「十三億円」を「十八億円」に改める。

第十七條の次に次の一條を加える。

(役職員の給與)

第十七條の二、公庫の役員及び職員は、一般職の国家公務員としての給與を受ける。但し、總裁は、公

庫の役員及び職員に対して、その俸給総額の百分の十に相当する金額をこえない範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。

（借入金）

第二十二條の二 公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、公庫の予算に定められた金額の借入金を行うことができる。公庫は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付をすることができる。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができる。

第二十三條中大蔵省預金部の下に「若しくは銀行」を加え、「預け入れ」を「預け入れ、若しくは郵便貯金」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

（前尾繁三郎君登壇）

○前尾繁三郎君 たいだいま議題となりました郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法案が提出になりました趣旨は、郵便料金の値上げに伴う利用減による収入減のため歳入不足を生ずることになり、この歳入不足を補填するために、一般会計から繰入金をいたしまして、同会計の運営を円滑にいたそうとするものであります。この法案の要旨は次の二点であります。すなわち第一は、昭和二十四年度において、一般会計から四億一千二百七十一万七千円を限り郵政事業特別会計に繰入金を行うことができることとしたしております。第二に、この繰入金につきまして、後日郵政事業特別会計から、この繰入金に相当する金額を、予算の定めるところにより一般会計に繰入れなければならぬこととしたしております。

この法案は、十一月二十三日、本委員会に付託されたものでありまして、翌二十四日、政府委員より提案の理由の説明を聴取し、同日質疑に入りまして、川島委員より郵便料金値上げ後の収入実績、歳入不足の原因等について、林委員より郵便料金の値下げに対する見解、郵政省関係従業員の待遇問題等について質疑があり、小澤郵政大臣及び中村郵政省経理局長よりそれぞれ答弁がありました。

次いで、二十五日討論に入りましたところ、前尾委員は民主自由党を代表して、歳入不足が郵便料金値上げによる利用減より生ずることとなつたことは遺憾であるが、今後運営に万全を期し、独立採算制の姿をあげられたい旨を述べ、賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、職員に対する

寒冷地手当、石炭手当等に対する財源が特別会計に見出されないために一般会計から補填するものである点において賛成するものである旨を述べられ、宮腰委員は民主野党派を代表して、歳入不足は郵便料金値上げによる利用減に基づくものであるから、近い将来に値下げを実行されるよう要望し、また繰入金は後日一般会計にもどし入れられるものであることを考慮して賛成するものである旨を述べられ、林委員は共産党を代表して、郵便料金を合理的に引下げて収入をはかること、郵便年金、郵便保険積立金を郵政省及び電気通信省で運営して財源とすること、人員を補充してサービスを改善し、財源をゆたかにすること、従業員の給与ベースを引上げ、生活を保障して能率をあげることに、以上四つの条件を付して賛成の意を表せられました。

次いで採決に入りましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

業に従事しておりますことにかんがみまして、これらに対し特別手当を支給することができるようにしよとするものであります。

次に、この法案の要点について申し上げます。第一は公庫の資本金の増額に関するものでありまして、公庫の資本金は現在十三億円でありますが、これを十八億円に改めようとしたしております。

第二は公庫の借入金に関するものでありまして、公庫は大蔵大臣の認可を受けて、政府から公庫の予算に定められた金額の借入金を行うことができることとしたしております。

第三は公庫の余剰金の運用に関するものでありまして、現在公庫の余剰金は、これをもつて公債もしくは復興金融債を保有し、またはこれを大蔵省預金部へ預け入れて運用することができ、銀行へ預け入れ、もしくは郵便貯金に運用することもできることに改めようとしたしております。

第四は公庫の役員に対する給与に関するものでありまして、公庫の役員は一般職の国家公務員としての給与を受けるほか、俸給総額の百分の十に相当する金額を越えない範囲で、大蔵大臣の承認を受けて特別手当の支給を受けることができることとしたしております。

以上がこの法案の要点であります。この法案は、十一月二十四日、本委員会に付託されたものでありまして、翌二十五日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、質疑に入りまして、田中委員より、公庫の貸付状態、

庶民金庫より引継いだ債務の返済状態、市街地信用組合の中央金融機関等について質疑があり、愛知大蔵省銀行局長より答弁がありました。

次いで討論に入りましたところ、北澤委員は民主自由党を代表して、五億円増資は一般庶民金融に貢献するところがある旨を述べ、賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、最近の金融梗塞状態においては期待金額にははるかに及ばないが、増資には賛成である旨を述べ、二十五年度には一層資金を充たされたい旨を要望され、宮腰委員は民主野党派を代表して、資金にはまだわくがあり、貸付には不公平があるから当局において考慮されたい旨を述べて賛成の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、きわめて少額な増資であり、また給與の増額もきわめて低いが賛成する旨を述べ、運用の適正を要望されました。内藤委員は新政協協議会を代表して、農村金融に対する考慮を要望して賛成の意を表せられました。

次いで採決に入りましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（常原重雄君） たいだいま議題となつてゐる両案を一括して採決いたします。両案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（常原重雄君） 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長長の報告の通り可決いたしました。（拍手）

地方行政調査委員會議設置法案
(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、地方行政調査委員會議設置法案を議題となし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(常原重直郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(常原重直郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方行政調査委員會議設置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政調査委員理事川本末治君。

地方行政調査委員會議設置法案
地方行政調査委員會議設置法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方行政調査委員會議の所掌事務の範囲、権限及び組織を明確に定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條第一項の規定に基いて、臨時に、総理府の機関として、地方行政調査委員會議(以下「會議」という。)を設置する。

(所掌事務の範囲及び権限)

第三條 會議は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため、地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に報告する。

2 前項の計画は、左に掲げる事項に関するものとする。

一 市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整
二 地方公共団体の機関に委任して行ふ事務の調整
三 前二号に掲げる調整に照応する国庫補助金等に関する制度の改正

四 前三号に掲げるものを除く外、市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整に伴い必要な事項
(法律案の提出)

第四條 内閣は、前條の計画に関する法律案の国会提出等に関しては、會議の勧告を尊重しなければならない。

(組織)

第五條 會議は、内閣総理大臣が兩議院の同意を経て任命する委員五人をもつて組織する。

2 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一 全国の都道府県知事の連合組織の代表者が推薦した者 一人
二 全国の市長の連合組織の代表者が推薦した者 一人
三 全国の町村長の連合組織の代表者が推薦した者 一人

(議長)

第六條 會議に、議長を置く。

2 議長は、委員のうちから互選する。議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 議長は、会務を総理し、及び會議を代表する。

(議事の運営)

第七條 會議は、委員四人以上が出席しなければ、開くことができない。

2 會議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前二号に規定するものを除く外、會議の運営に關し必要な事項は、會議が定める。

(参考人の出頭等)

第八條 會議は、第三條の計画の調査立案に關し必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求め、又は關係行政機関若しくは地方公共団体等に対し記録の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出頭を命ぜられた参考人は、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の旅費及び日当を受ける。

(専門調査員)

第九條 會議に、専門的事項を調査させるため、専門調査員二十人以上を置く。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、會議の推薦に基いて、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とするこ

とができる。

(事務局)

第十條 會議の事務を処理させるため、會議に事務局を置く。

(關係行政機関又は地方公共団体との連絡)

第十一條 會議は、關係行政機関又は地方公共団体の長に對し、職員のうちから會議と當該行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたる者の指名を求め、ことができる。

2 前項の規定による指名を受けた者は、當該行政機関又は地方公共団体の所掌する事務に關し、資料の提出その他會議と關係行政機関又は地方公共団体との間の連絡にあたるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十條中「第十六條」を「第十五條」に改める。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 總理府の機関として、臨時に地方行政調査委員會議を置く。

2 地方行政調査委員會議は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため地方自治を基礎とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に報告するための機関とする。

3 地方行政調査委員會議の組織及び所掌事務については、地方行政調査委員會議設置法(昭和

年法律第 号)の定めるところによる。

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和 年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 地方行政調査委員會議の議長及び委員

別表中「衆議院及び参議院の事務総長を」「衆議院及び参議院の事務総長を」「衆議院及び参議院の事務総長を」

「衆議院及び参議院の事務総長を」

「衆議院及び参議院の事務総長を」

「衆議院及び参議院の事務総長を」

「衆議院及び参議院の事務総長を」

「衆議院及び参議院の事務総長を」

「衆議院及び参議院の事務総長を」

〔川本末治君登壇〕

○川本末治君 たいだいま議題となりました地方行政調査委員會議設置法案につき、地方行政調査委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。この法案の内容を見ますと、十一箇條のほか、附則をもつて規定されておりますが、まず法案の趣旨を簡単に申

持つことにしてはいかんとの質疑であります。政府からは、学識経験のあ

る者の中から、会議の推薦に基くことを條件として任命することになつてゐるから、心配はなからうとの答弁がまゐりました。

かくいたしまして、討論採決の結果、共產党を除き多数をもつてこれに可決いたすべきものと決定した次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(常原喜屋郎君) 本案については討論の通告があります。これを許します。谷口善太郎君。

〔谷口善太郎君登壇〕

○谷口善太郎君 簡単にやります。今川本君から非常に詳細な報告がありまして、私も満足したわけでありまゝが、川本君の報告の中に、一つだけ推

けていゝものがある。それは、地方行政委員会としましては、共産党を除くはかは全員一致して賛成したということになつておりますが、内実は、この地方行政調査委員会、つまり地方行政調査委員会では何もできない、ほとんど間に合はないだらうというのが、大体地方行政委員会の委員全体の考えであります。私どもは、こういう調査委員会を置くこと、あるいは地方自治団

体と国との間の事務の調整、それに關する各種の調査をやつて、民主的な立案をするということにつきましては、私どもも大いに賛成なのであります。やらなくちやいけないと思う。そうけし思つておりますが、この設置法案に上る委員會議では何のものできないだらう、こういうことを私どもは主張したいのであります。

今日までいろいろな審議会とか、あるいは委員会をつくりました。しかし、内閣の中に政府機関としてつくつたものに、効果をあげたものがあるか。地方自治庁の中に自治委員会がありまして、そうして地方自治体と国との間に問題が起つた場合に、これを処理するようになつてゐる。しかし一度でもこの会議が地方自治体の間に合うような有効な働きをしたか。今度のこの設置法案を審議している最中に、自治委員会の一員である、地方行政委員会委員長をやつてゐる中島さんが委員として出ているが、何ら働きがでないうといふことを言つてゐる。こういうものを、いくつにつくても間に合わない。地方自治体の事務と国の事務との間の配分についての、ほんとうに革命的な変化をもたらそうとするこの委員会を、こういうものにまかせておいて、それでいいと思つてゐるかどうか。私どもは、これにはまかすわけには行かない。特に政府の一機関としてやる場合に、今日の吉田内閣の中では、まったく民意が無視される。これが今日までの情勢であります。

そこで私どもは、こういう強力な、地方と国との事務の分担をここに革命的に、民主主義の方向に向つて再整理するための委員会は、政府の一機関としてでなく、われ／＼国会議員の責任によつて国会の中につくる、このことを私どもは主張している。このことをこれにつぎまして、先ほど川本君の報告の中にもありましたが、諸君は反対と言つてゐるが、地方行政委員会の理事会全員賛成で、特別委員会をつくらうといふことを申し合せておる。

共産党の言ふことだつたら、諸君はただやあ／＼騒ぐだけで、そして反対する。しかし、真にわれ／＼の当面する大問題を処理するためには、政府の機関でなく、国会の機関をつくるということ、これはみんな賛成してゐる。つまり特別委員会をつくつて、その中で、この問題について最もエキスパートである民間及びその他の専門家を集めて、国会の権威と責任でもつてやつて行く、こういう方向でやるべきであつて、政府の一機関、しかも大臣以下のその下風に立つような議長、そういう小さな無力な、いつでもごまかされてしまふような委員会をつくつても何にもならない。單なる形式にすぎない。こういう意味で、日本共産党は、この委員会の設置法案に対して反対するものであります。

○議長(幣原喜重郎君) 床次徳二君。

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 私は、民主党野党派を代表いたしました。ただいま上程せられましたところの地方行政調査委員会設置法案に對しまして、希望條件を付しまして賛成するものであります。

御承知の通り、本委員会議は、わが国の地方自治を拡充強化し、国政の民主化をはかる根本を調査研究いたしまし、その、きわめて重要な任務を有するものであります。わが党といたしましては、政府提案の理由に述べてあるがごとく、この会議を、独自性を有する、しかも自主的な行動をとり得さしむるような特別な機関といたしますことにつぎまして、根本から賛成なのであります。ただいま提案せられましたところの本案の内容を見ます

のに、本委員会議は内閣の機関であり、かつその重大なる任務を遂行するにあたりまして、内閣及び内閣を経由して国会に報告するがごとく規定せられておるのであります。また機関といたしまして、その独自性並びに自主性に不完全なものを感じますと同時に、その意見を完全に国会に反映することに對しまして、なお遺憾の点があることを認めるのであります。国会が目的といたしますところの将来の地方自治の充実に、国政の民主化に對しまして、はたして十分役立つやいなやということに對しまして、なお若干の疑問が残されておるのであります。

わが国の国政の民主化並びに地方自治の充実に關しましては、われ／＼国会といたしまして、最高の府といたしまして、その責任におきまして、その義務におきまして、またその理想におきまして、最高のものをわれ／＼は感ずるものであります。

最高の責任、最高の義務、また最も高いところの理想を持ちまして、今後これに処して行きたいと考へるのであります。この点に關しまして、今日提案せられましたところの會議が、十分この国会の義務、責任を遂行するにあたりまして遺憾なきよう、私どもは要望するのであります。政府におかれましては、この會議の運営におきまして十分注意を要するのと同時に、重大なる責任があることを、今日ここに指摘する次第であります。

シャウプ使節團の報告書を見まするに、やはりこの点を考へられておるのであります。すなわち、本委員會議は直接国会に報告すべきことをやは

り示して述べておられるのであります。すなわち、今日国会に屬し、また国会にただちに意見を報告するを得しむることが最も適當なりと信ずるのであります。しかしながら、現在この法案を、ただちに、ただいま申し上げましたような趣旨において、根本的に修正いたしますことにつぎましては、手続上困難がありますので、やむを得ず私どもはこの法案に賛成する次第なのであります。従つて国会におきまして、この地方自治の拡充並びに国政の民主化に關しましては、單に委員會議の職務にまつことなく、国会みずから十分の研究考慮を必要といたします。同時に特別の委員会並びに事務局等の設置の方法を講じまして、将来十分遺憾なきよう努力を必要といたしますとともに、さらに政府におきまして、この會議の運営にあたりまして、特に国会が遺憾なく職務を遂行し得るがごとく特別な配意をせられんことを、重ねてここに要望いたします。以上希望條件を付しまして、ここに本案に賛成をいたす次第であります。

(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

國際觀光事業の振興促進に関する決議案(栗山長次郎君外二十六名提出) (委員会審査省略要求事件)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、栗山長次郎君外二十六名提出、國際觀光事業の振興促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

國際觀光事業の振興促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。提出者栗山長次郎君。

國際觀光事業の振興促進に関する決議案

わが国の國際社会への復帰が近きにあることを予想されるこの際、國際收支の改善に資するとともに、國際親善の増進並びに彼我の文化の交流を図るため、戦後再発足の段階にあるわが國國際觀光事業の基本的諸條件を速やかに整備しなければならぬ。

衆議院は、さきに院議をもつて觀光事業振興方策樹立特別委員会を設け鋭意調査を進めてゐるが、第二次世界大戰の終結を契機とする英、仏、伊、瑞をはじめ歐洲諸國に於ける、烈なる事業活動にかんが

み、よくこれら諸邦に伍し、わが国観光事業の着実なる発達を期するためには、外客の受入体勢を強力に充実する必要がある。

よつて本院は、政府に対し速やかに次の事項につき具体的方途を立て、本院に報告することを要求する。

- 一 観光関係行政の調整統合
- 一 ホテル、交通機関、観光道路及び衛生施設の整備改善
- 一 基本的観光施設に対する長期金融その他の助成方策
- 一 観光地及び観光資源の整備保存
- 一 外客接遇の改善
- 一 観光觀念の普及
- 一 観光宣伝及び外客誘致の強化

右決議する。

○栗山長次郎君登壇
ました国際観光事業の振興促進に関する決議案を朗読いたしましたして、簡潔に提出の理由を説明いたします。

国際観光事業の振興促進に関する決議案

わが国の国際社会への復帰が近きにあることを予想されるこの際、国際收支の改善に資するとともに、国際親善の増進並びに彼我の文化の交流を図るため、戦後再発足の段階にあるわが国国際観光事業の基本的諸条件を速やかに整備しなければならぬ。

衆議院は、さきに院議をもつて観光事業振興方策樹立特別委員会を設け鋭意調査を進めているが、第二次世界大戦の終結を契機とする英、仏、伊、瑞をはじめ欧州諸観光国に

おける、烈なる事業活動にかんがみ、よくこれら諸邦に伍し、わが国観光事業の着実なる発達を期するためには、外客の受入体勢を強力に充実する必要がある。

よつて本院は、政府に対し速やかに次の事項につき具体的方途を立て、本院に報告することを要求する。

- 一 観光関係行政の調整統合
- 一 ホテル、交通機関、観光道路及び衛生施設の整備改善
- 一 基本的観光施設に対する長期金融その他の助成方策
- 一 観光地及び観光資源の整備保存
- 一 外客接遇の改善
- 一 観光觀念の普及
- 一 観光宣伝及び外客誘致の強化

右決議する。

以上であります。
国際観光事業の対象となります風景、美術、国宝等、またこれに関する諸施設は、重ねて何回でもその目的に供することができ、他の輸出物資のごとく、一度外資を獲得すれば消費してしまわれるというものと違ふところに、国際観光事業の振興をはかつて外貨を獲得し、国際收支の改善をはかることが望ましいのであります。風光明媚なわが国ではあります、戦争のために、わが国は国際観光の一地域として忘れられたかの感があると思うので、この際として大いに力を入れて、再発足をいたさなければならぬのであります。

案文でも申し述べましたように、衆議院の特別委員会が、これが調査をいたしておりますが、観光諸国として知られております国々は、各種の方策を講じて助成をいたしております。わが国における現状は、この点において遺憾な点が多いのであります。ことに、観光事業特別委員会でもいろいろ問題を取上げてみますと、観光事業関係の行政機関がまち／＼であり、権限が各所に分割されておつて、その構想を組み立てます上に、また一つの具体的な計画をいたします上に支障の多いことを痛感しておるものであります。

観光事業の諸設備は、一日にしては成りません。案文で申し上げましたように、やがて講和会議が開かれ、日本が国際社会の一員としてスタートすることになります。今のような設備をもつてしては、日本を訪問しようとする希望者がありまして、不安のために、日本に足を向けることを手控える状態でありました。私もは、関係の諸施設を整備して、安心して、喜んで、満足して日本を訪問し、これによつて国際親善、文化の交流をはかるとともに、冒頭に申しましたように、国際收支の改善をまはかり得ることを期するものであります。この仕事は、国際競争場裡においてなされる仕事でありますから、ひとりよがりな禁物であります。各国のなしてあります程度のことは、日本でもいたす必要がありま。

この際関係にあります国際観光事業の振興でありますから、本院におきましても調査を進めており、具体的の方策をこれから皆さんに御審議いただくのであります。政府としても万遺憾なきを期することを望みますため、

この決議案を提出いたしました次第でありまして、何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 本案につき討論の通告があります。その発言を許します。砂間一良君。

〔砂間一良君登壇〕

○砂間一良君 私は、ただいま上程されておる決議案に対して、日本共産党を代表して反対の意見を申し上げます。

国際観光事業の振興と言いますけれども、一体この国と国際親善をはかり、また国際文化の交流をはかり、あるいは外客を誘致しようとしておるのではありませんか。全面的な講和会議も開かれていない今日、世界各国から自由に日本を観光に来る道は開かれておらないのであります。ただ、特定国の外人が特別の許可を得て入国しておるのが現状であります。この条件のもとで観光事業を云々するということは、特定国の外人にサービスを提供することだけにしかならないのであります。観光事業の振興は、全面講和が成立いたしましたして、世界のあらゆる国々から自由に日本に來られるような条件が整つたときに初めて問題にすればよいのであります。私も、一部の国々にはのみ奉仕するような観光事業には絶対反対であります。

観光事業の振興と言いますけれども、その具体的内容は何かと言へば、いわく、ホテル事業等、宿泊設備の整備、一等車や展望車など、高級車両の建設、交通機関の整備、あるいは通訳やダンサーなど接客要員の養成、外人向けのダンスホールや高級娯楽場の建設、国立公園や観光施設、観光道路の建設整備等が中心であろうと思つてあります。聞くところによれば、ホテルの建設整備について、日銀より特別融資のあつせんにつきまして、すでに了解を得たのであります。

またホテルを建設いたしましたして、このホテルの家屋税やその附加税を半減するといふようなことが論議されておるものであります。また国鉄では、すでに高級車の建造に着手しております。来年度は一等車を八十両、二等車を二百両建造する計画が立てられておるものであります。観光関係道路の建設整備につきましては、来年度三十四億円の予算を計上しておるものであります。その他観光事業の海外宣伝費としまして、巨額の予算が立てられておるといふことを聞いておるのであります。今日日本の現状におきまして、かような施策をなすということは、まったく本末顛倒であり、矛盾不合理もはなはだしと言わなければならぬと思つておるものであります。六・三制の校舎さへも建てなかつて、馬小屋で授業をやつておるときに、ホテルを建設するやうなことが、何で必要でありましようか。たび重なる台風によつて、道路は流れ、橋は落ち、防波堤は決壊して、幾百万の国民が災害に泣き、その復旧費すら出せないやうなときに、山の奥にアスファルトの観光道路をつくるというやうな、そんな余裕がどこにあるでございましょうか。議員食堂に行つて見れば、あの台風被害の写真が出ておるといふことは、諸君も食事のたびごとに見ておると思つて。一等

車を九十両もつくり、二等車を二百両もつくりと言つておきながら、三等車は一台もつくりおきない。三等に乘る国民は、あの窓ガラスのかわりに板を張つた車の中、押し合いへし合ひしてゐるのが現状ではないか。こういうふうな日本の現状からしまして、今日観光なんというものは、その時期でないということがはつきり言える。

また吉田内閣の失政によつて、労働者は首切り、低賃金に泣き、失業者はまたにあふれて、農民は低米価、強制供出、重税に苦しんで、中小企業はたゞと倒れておる。そうして国民ひとしく生活苦にあへいでゐるときに、ホテルや高級娯楽場を建設して、ダンサーや接客婦を養成し、一部の特權的な人々のみ観光娯楽に打ち興ずるというふうな状態をつくり出すことが、日本の国民層にいかなる影響を與えるかということは、推して知るべきであります。すでに私は、全国至るところに、パン／＼娘が、道路や駅頭にあふれておるのを見ておるのであります。この決議案は、まづたゞ国全体を売り渡そうとするところの亡国政策であると言わなければなりません。

また提案者は、観光事業は外貨獲得のためだと申しておられます。しかしながら私は、国全体をパン／＼にしてまで金をもうけたいとは思わないのであります。外貨を獲得するためならば、なぜ国内産業を振興して、あらゆる国々との自主対等の貿易を盛んにし、正常な手段によつて外貨を獲得しようとしてないのであるか。この政策は、健全な産業を起すかわりに、ホテルやダンスホールを繁昌させて、国に不利益

な不平等貿易を続けながら、観光に事寄せて特定国の外人のみを招いて、日本を娯楽の地位に押し下げて汚れた花代をかせようとすることのパン／＼政策であると言わなければならぬのであります。また外貨獲得、外貨獲得と言ひますが、高価な、ぜいたくな物資をふんだんに使つて、わずかの外貨が落ちたといひましたけれども、それは形をかえた飢饉輸出でしかないものであります。こんな外貨獲得には、私も断固として反対であります。

またこの決議案は、目下観光事業特別委員会が審議中のホテル整備法案が難関にぶつかつておるので、これを通すための伏線として、前段的な、つけ景気的な色彩が多分に強いということが看取されるのであります。ホテル整備法は、ホテルや旅館業者の一部の人の利権屋の法案であります。観光事業振興の陰に隠れて、こういうふうな業者の醜い利権屋運動が隠されておるのであります。民自党の諸君の中でさへも、心ある人たちは、この法案に反対いたしておるということを、私は承知いたしておるのであります。観光事業の振興なんと言ひますけれども、今日まづたゞその時期でないといふことは、敗戦日本の現実を見れば、だれにもわかつておるはずであります。

私は、以上申し上げました理由によりまして、この決議案に對しましては絶対に反対するものであります。○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。採択いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

第二 自由討論 (前会の続)

○副議長(岩本信行君) 日程第二、自由討論を継続いたします。

園田直君、発言者を指名願ひます。

○園田直君 民主野党派は並木芳雄君を指名いたします。

○副議長(岩本信行君) 並木芳雄君、発言を許します。

〔並木芳雄君登壇〕

○並木芳雄君 私は、農業協同組合の危機について自由討論を行い、皆さんとともに考えてみたいと思ふのであります。

農業協同組合が誕生しまして二年間になりました。この誕生をお祝ひして、方々で行事が行われましたし、また二十三日には、新穀収穫の感謝を兼ねて方々で行事が行われまして、表面は、はなはだ、はなやかなように見えるのでありますけれども、一たび農家の台所にまわつて見、農業協同組合の運営にタッチしてみますと、火の車であつて、非常に苦しいといふことを発見するのでございます。私は、こういう農業協同組合の経営難の原因がどこにあるか、大體農民と、組合の側と、これに對する政府の側の二つにわけてみることでござんと思ひます。

なるほど、二十二日のNHKの録音放送におきまして言われました通り、農業協同組合というものが農業会から移管されたことは、あたかも、うぐいすが、ほととぎすの卵をかえすような状態であるから、一朝一夕には、この成果というものは求められない。農民の

側においても去就に迷う、こういうようなことが言われておりました通り、急激なる変化に對応して、農民あるいは組合の幹部の方々の間におきまして、十分な運営について軌道に乗つておらない節があるかもしれません。

しかし私は、その分野というものは非常に小部分であつて、つら／＼考へてみますと、やはり大部分のものは政府当局の指導よろしきを得ないがためであるといふことを結論したのであります。

NHKの放送討論会の中にいろ／＼ありました。たとえば農業協同組合からの肥料の配給が麦まきに間に合わないとか、あるいは農産加工のときにつき賃が高いとか、あるいは預けた麦の数量が減つてしまつたとか、資金のまわり方が悪いとか、あるいは害虫駆除についての十分な手当ができておらないとか、またいふ品物を安く売つてくれなかつたとか、いろ／＼こういう注文が出ておりますけれども、これは結局するとところ、政府側において十分の手当と指導が行われておらないといふところに原因があるものと思ふのであります。

そこで私は、こういういろ／＼の現象については、別途質問書を出して政府にただしたのであります。その答弁は非常に抽象的であつて、われわれは何ら政府の具体的かつ積極的な育成方針について聞くことのできないことを、はなはだ遺憾としておるものであります。従ひまして、そういう点については、ただいま申し上げました通り、加工の問題とか、あるいは課税の問題、そういう現象的なものにつ

きましては、再び質問書によつて当局にただしておきますが、私として本日特に皆さんとともに考えたいのは、農業協同組合というものの経営の本質が現内閣の行き方と一致しておるかどうか、こういう点なのであります。

農村におきましては、かつて地主と小作人との階級対立がありました。そして、数人の地主といふものが小作人を握つてしまつて、いわゆる支配的地位に立つておつたのであります。たとえば選挙のときなどでも、そういう数人の支配権を持つた者をつかめば、その村や町の農民の投票権を全部獲得することができたといふような状態があつたのであります。そういう支配的地位に立つておつたところの地主的農民といふものは、支配する気持になれて、いつしか自由経済あるいは資本主義の経済といふものが自分たちに都合がよいのだといふような錯覚に陥つておつたのであります。そうして、農民全体の経済の機構、あるいは運営といふものが、他の都会の産業とか大資本産業、あるいは基礎産業的な分野に向けられておる優越なる地位と比較いたしますときに、地方の農村全体といふものがBクラスに落されておる、そういういた差別待遇を受けておるということには、自分は気がつかないものであります。

しかるに、農地改革その他のいろいろな改革が行われまして、こういう地主对小作の対立といつたようなものが一応解消してしまつた。小作人にして、それ／＼一本立ちのできる農家になつた。経営者になつた。ここに初めて彼らが氣のついたことは、一

人一人一本立ちをしておつたのでは、とうていこれは大産業、大資本に対抗すべきではないといふことであるのであります。ここに目をつけましたところの私たち片山、芦田両内閣において、鋭意を用いてこの零細な、弱い農民の力を結集して、これを一方における基礎産業、重要物資をつくる大資本に対抗せしめて公平なる立場に立たせるためには、協同組合組織によつて育成する以外にはないという結論によつて、農業協同組合法というものを制定したのであります。

このゆえんをもちまして、もしわれ／＼の内閣が今日まで継続しておつたとしたならば、急激に弱体化されたところの農村の経営難というものは、従つて農業協同組合の経営難というものは、招来しないで済んだのであります。しかるに、不幸にして現在の吉田内閣は、自由な立場に立つところの資本主義というものを目ざして進んでおる。そのために、協同精神によつて盛り上つて行くところの農業協同組合といつたものに対する手当が、いきおい手薄になつて来るというところは、火を見るよりも明らかなこととございまして、われ／＼は、今日政府がこの点に特に注意をして、農業協同組合の育成に積極的な行動をとらざるに於いては、せつかりつばな農業協同組合法というものをつくりまして、これが成果は期待できないということを憂うものであります。

従つて、こういう点を考えますときに、昨日森農林大臣に対して不信任案が突きつけられました。これはまた当然のことである。自由主義、資本主義まる出しの経済を主張するところの内閣のもとにおいては、現在の日本の農村というものは絶対に浮ばないといふ結論を持つております。われ／＼としては、当然森農林大臣に対する不信任案が出て来るというところは考えられるのであります。しかもこれは、昨日野党方面から、るる指摘された通り、いろいろの現象において、農民いじめの対策について特に不信任案が提案されたのでありますけれども、私の本日の自由討議をもつて言わしむれば、これはまたたく病源がある。いわば、おできができておる。そのできものがぼつりぼつりと表に現れて来る。それをただ手術したにとどまるのであつて、われ／＼は、もつと掘り下げて考えますときに、病源、病源というものを切りとらなければ、絶対に農林行政は円滑に行かないといふことを考えるものであります。

そういう意味におきまして、私は、協同組合の二年の誕生を迎えるにあたり、農村というものが公正なる立場に立つまで政府は積極的に動いて、そして先ほどもつと触れました通り、米や麦の加工の問題とか、あるいは株式会社とかいふ大きな企業に対抗するために、もつと自由な立場を與え、ほんとうに自由競争のできる立場を與えるように、配当の制限などというものを対しても緩和する、あるいは農業協同組合に対する税金のかけ方についても特段の手配を與える、それからまた、しば／＼問題になつております通り、報奨物資の優先配給といったような点において特に積極的な育成方針を講じてもらいたいと思ふのであります。

最後につけ加えたいのは、農業会から農業協同組合に移りましたときに、ある都道府県におきましては、事のあまりに急であつたために、資産の評価について高く売りつけられたところがあるのであります。それは市町村の農業協同組合では問題がなかつたのでありますけれども、府県によりましては、旧農業会の役員だけが資産処理委員の中に加えられて、新らしくできることを予定されておつたところの都道府県の農業協同組合の役員の中からこの委員が出ておらなかった。そのために両者の間の意思の疏通を欠きまして、その当時としては非常に高い、今となつてみても、とうてい経営がでないような、高い評価をもつて受継がれたところがある。また現在それができておらないところにおいては、非常に高い値段をもつて売りつながらよくとる傾向がある点を指摘しておきたいと思ふのであります。こういう点につきましては、今からでも遅くはないのであります。適正なる評価を加えまじと、都道府県のいわゆる農業協同組合連合会というものが経営難に陥つてしまつて、市町村の農業協同組合とともに、農村の民主化をはばむことになる。

私は、あえて各市町村における、たつた一つとは言いません、ほかにいろいろあると思いますが、最も重大なる日本民主化をはかる基盤としての農業協同組合というものの、今日ここでせつかく芽ばえたその芽をつみ取りたくない。こういう見地から、特に貴重な時間をいただきまして、農業協同組合の危機と題しまして自由討議を行わしていただく次第でございます。どうかありがとうございます。

○副議長(岩本信行君) 土橋一吉君、発言者を指名願います。

○土橋一吉君 日本共産党は伊藤憲一君を指名いたします。

○副議長(岩本信行君) 伊藤憲一君、発言を許します。

〔伊藤憲一君登壇〕

○伊藤憲一君 私は、今日全労働者階級の要求になつてゐる給與ベースの改訂について、もつと一般的にいへば賃金の引上げについて述べたいと思ふのであります。

去る八日行われました吉田総理大臣の施政演説において、首相は、日本の国民経済が安定し、労働者の実質賃金が向上しつゝあるといふことを述べたのであります。これがまつた、めでたうめでたうであるといふことは、現実には工場労働者の生活を調べてみれば明瞭になるのであります。すなわち、十月三十一日現在、全国の賃金不拂い状況は七千三百三十件に上つて、金額は実に三十五億圓に及んでゐるのであります。労働者が働いて、そして名目的にどうであらうとも、この年末を控えて三十五億に上る賃金の不拂い——働いて賃金をもらえないといふことで、どうして実質賃金の向上といふことがあり得るでしょうか。明らかに実質賃金は低下してゐる。国民生活は破綻してゐるのであります。この二十三日は、勤労感謝の日として国民の祝日にされております。しかし、その勤労感謝の日には、飯田橋の職業安定所に、この祝祭日にもかかわらず、失業者の群れが職を求めて集まつておるといふことを、新聞が伝えておるのであります。そのすぐ下では、売行きの悪い新卒生と、新しく大学を出られる諸君の就職難を伝えております。これは十人一人はいい方で、九人の求人に対して九百余人が応募したといふ会社さえあるのであります。

政府はしば／＼、実質賃金を引上げるために、やれ厚生施設をふやすとか、医療設備をどうのと言つておりますが、事実はどうでしょうか。至るところの工場、事業場において、保安、衛生、厚生等の諸施設は荒廃に陥り、残業と労働強化が労働者を過労に導いておるのであります。その上、工場災害と結核が激増し、生活はもとよりのこと、労働者の肉休そのものが破壊されつゝあるのが現状であります。入たるに値するといふことを基準とする労働基準法は、現吉田内閣によつて、まつたたく踏みじられております。

たとえば日本鋼管鶴見造船所の例をとりますと、この工場では、入門が一分遅れますと十五分分の賃金を差引く。すなわち十五倍の賃金を差引くのであります。こういうべらぼうな話はない。現に、これは明らかに不当な行為であつて、基準法の違反であります。月給者が一日、二日休み、あるいは一週間休んだつて、月給を差引くところはあります。日給である労働者諸君が、一分遅刻をしたというために、十五倍にあたる十五分分の賃金を差引くといふような、べらぼうな話はない。こういうことが行い得るとするならば、吉田総理のごときは、国会開会中にもかかわらず、とき／＼御殿場にひつ込んだり、大磯にひつ込んだりし

ている。このたびは吉田総理の給料を十五倍すつ引いたならば、歳費をやるどころか、吉田総理から歳費をもらわなければならぬ。こういう不合理なことが、労働者階級に対しては平然として行われているのが現状であります。これをもつて実質賃金の向上とどうして言えるか。吉田総理は、工場に働いておる労働者諸君の事態を絶対に知らない。

またこの工場では、進水日がきまると、その日を決して延ばさず、ものすごい追込み作業で、徹夜が繰返されております。組立て工場の屋根はあらしで飛んだままだあり、労働者は、その下で、電気熔接という危険な作業をやらされております。しかも、工員の地下たびや手袋は穴だらけで、電線の被覆は破れておる。こういう環境で、土砂降りの中で、屋根から雨が漏る中で熔接作業をやらせている。こういうことの結果、この四月、熔接の部長である江口君という労働者は感電死するという不祥事が起きておる。この工場の呼吸器病は、昨年の三倍に激増しています。すなわち、病気で欠勤している五百九十一件のうち、二百余件が呼吸器病で休んでいる。

さて問題の厚生施設であります。ここには七百名ほど收容している独身者寮があります。最近まで会社が相当費用を負担しておつたのであります。が、これを実費主義に切りかえて、八百十円の食費が千二百円に上り、ふとんの修理代とか、電燈、水道料金も自分持ちになるといふありさまで、この十月から、一人当たり平均五百円の実質賃金の低下になつておる。現に労働者

が働いているところでは、統計の上で何と言おうとも、実質賃金は低下しているんだ。これが現実です。

このように、現実の国民生活は、安定どころか、はなはだしく破壊され、実質賃金は低下し、今労働者の生活は、まったく植民地的な状態に陥つてゐる。従つて、労働者の実質賃金が上らなければ、これはただに生活が安定しないという問題だけではない。今や日本の国民生活が、日本の労働者階級の生活が植民地的な生活に陥りつつあるということだ。労働者の多くは、今日一疊一疊以下の住宅に住んでいる。ひどいのは、四疊半のアパートに二夫婦が住んでいるのがある。これがはたして独立した国民の生活か。これが現実に生きてゐる労働者階級の状態です。

政府は何と言おうとも、現に特別職の給料を上げることを用意している。またわれ／＼同僚議員諸君は考えなくしてはならない。われ／＼の宿泊料だつて上げることを考へてゐる。これは明らかに、実質的にわれ／＼の収入が減つてゐるということ、労働者について言へば、労働者の賃金が減つてゐるということ、みづから認めてゐるものであります。現に国鉄の民同すら、つつましやかという注釈をつけておりますけれども、九千七百円ベースの賃金引上げの要求を掲げざるを得なくなつた。それほど今日賃金引上げの要求といふものは全労働者階級の要求になつてゐるのです。(三鷹事件はどうした)と呼ぶ者あり(今言うよ)。

しかるに政府が、このようなつつましやかな要求を拒否したのみでなく、

八千五百八円という、きわめて低い調停案も拒否したといふことは、この夏に始まり、今日なお続いておる政府の反人民的な政策、首切り政策を、数々の階級的な犯罪を重ねつつ援助し來つた悪質な民同を、今や吉田内閣は育成する経済的な基盤を失つたといふ最大の弱点を暴露してゐる。だからこそ、諸君が育成した国鉄民同の菊川君が何と言つておるか。もはや法内闘争の限界が來ておると言つておる。この間の平糶委員会においては、高野實君は、

こういう吉田内閣のやり方ではわれわれは官公庁の労働者及び民同の労働者と共同戦線を張つて、賃金の改訂のために闘ふといふことを言明せざるを得なくなつておる。こうして吉田内閣は、自分の売国的な政策を遂行するために、労働戦線の分裂を策するためには、育成した民同を、今度は吉田内閣そのものに向つて牙を向けるような組合に育成しつゝある。これが現状だ。

さて、今三鷹事件はどうしたという話が出たが、殖田法務総裁は、文芸春秋の今月号に「日本パドリオ事件の真相」という手記を発表してゐる。その中で、殖田君は、吉田首相を中心とする、あの戦時中の警察体制の国家の中で行つた彼らのクーデタ、陰謀を叙して、自分みづからは、すなわち吉田総理大臣や殖田法務総裁は陰謀家であると、自分でうそをいふておる。

○副議長(岩本信行君) 伊藤君に申し上げます。時間が参りましたので、結論をお急ぎ願ひます。

またわからない。三鷹事件がだれによつて行われたかといふことは、現に公判が明らかにしつゝあるところだ。しかし、もうあいつ首切りのときのやうに、今の労働者階級の賃金要求は、労働戦線の分裂、民同を使つての破壊、あるいは下山事件や三鷹事件のやうな陰謀をもつてしては粉碎することではきない。もう一度吉田内閣は、現実に起つておる国民生活の破綻及び労働者階級の実質賃金の低下を認識して賃金値上げを行わなければ、全労働者階級の統一戦線が、このことを力をもつて貫き、吉田内閣の命とりとなるであらうといふことを、私は忠告したいのであります。日本共産党は、もちろんこの労働者階級の要求の先頭に立つて闘ふことを誓ふものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 福永君、発言者を指名願ひます。

○福永健司君 民主自由党は福田一君を指名いたします。

○副議長(岩本信行君) 福田一君、発言を許します。

(福田一君登壇)

○福田一君 私は、電力開発について所見を述べて、諸君の御賛成を得たいと存じます。産業の振興と国民生活の安定に低廉な動力を必要とすることは、いまさら述べることを要しませんが、いかに原子力の時代が参つたと申しまして、これが世界的に実用化される時代は、相当の歳月を必要とするものと考へます。しからばわれ／＼は、その動力を石炭と水力に求めなければならぬのであります。わが国の石炭埋蔵量は非

常に貧弱でありまして、毎年四千万トンあて採掘いたしますならば、二百年後には、これを掘り盡してしまふと言われているのであります。しかるに水力電気はおきましては、気候、地形に恵まれて、今後開発し得べき水力発電量は、千四百万キロの多きに上つてゐるのであります。すなわち、すでに開発せられております六百万キロと比較して、実に二倍余の電力が未開発のままに放置せられてゐるのであります。これが開発こそは、われ／＼国民が天與の恩恵を十二分に受けて貧弱なる国民生活を改善し得る唯一の道であると申しても過言ではないのであります。(拍手)

従つてわが国では、戦前戦後を通じて、水力発電の開発は重要な国策として取上げられて今日に至つてゐるのであります。特に敗戦後は、火力発電所二百八十万キロのうち、約二百万キロは荒廢に歸し、その後百八十万キロを目途としてその修理復旧に當つてゐるのであります。あるいは経費、あるいは技術等の関係から、その復旧は遅々として進まず、ために本年のごときも、先般来しはば節電、停電、休電等の事態を生じてゐるのであります。これは戦後渇水時期には常に起る現象であります。これまた火火力発電所の復旧が予定のごとく進捗せざる結果に基くものであります。われ／＼は、関係当局がこの問題について一層の努力をいたされ、われわれの日常生活に、さらにまた産業動力の供給において万遺憾なきを期せられんことを切望してやまざる次第であります。

かくのごとく、火力発電所の急速なる復旧は重要な問題であります。もし水力発電の開発が十分に行われるようになれば、豊富なる電力を得るに至ります。節電、休電等の言葉は、われわれの国語から消滅されることになるのであります。われわれは、この追放が一日も早く行われるよう希望してやまない次第であります。

この水力開発については、政府は関係方面の了解を得まして、昭和二十四年度より五箇年間に、全国において三十八箇所の地点を選定して、約百万キロの水力発電計画を立案し、目下その実行の途上にあるのであります。その実行は遅々として進まず、今なお一箇所の地点も具体的工事に着手しておらないのであります。事の緊急性並びに重大性にかんがみまして、まことに遺憾千万であります。

その選定してある理由は、本年度の開発資金として、いわゆる見返り資金を充当することに相なつており、百四十五億圓が予定されておりますが、最近に至つて、その第一期分として三十三億圓が決定を見ると仄聞するのみであります。その間諸種の事情のあることは推察するにたかたかではないのであります。御存じのごとく、北海道、東北、北陸等の降雪地帯におきましては、現在着手しておらないようでは、工事は来年度まで着手を延期せざるを得ない危険が多分にあるのであります。わが国の動力資源が一年間遷延し、ひいてはわれわれの生活に、さらにまた産業の開発に一大支障を来すことをおそれるものであります。また政府は、これをもつて失業救済

を行つて予定であり、百四十五億圓の事業費をもつて約三十万人の失業者を救済する方針と承知いたしておるのであります。工事の遅延は必然的に失業救済の当初の目的に重大支障を来すものとして、まことに憂慮にたえない次第であります。政府並びに関係当局が、これらの点に思いをいたされまして、一段の努力を拂われんことを切望してやまざるものであります。

次に電力については、その再編成の問題があるものであります。日発は戦争中に統合せられまいわゆる独占企業であり、目下その解体が検討されているのであります。一昨二十四日には、通産省に電力審議会が設置せられ、その審議も次第に軌道に乗つて来ているのであります。これは日発を七分割することと原案として審議せられることになつておると聞いておるのであります。しかるに、わが国の電力の配電状況は、全国を九つにわけて、九配電会社がその営業をいたしておるのであります。七分割案によつて、配電会社も七つに分割統合を行うことになりまうならば、特定の地域においては、電力の供給あるいは配電等の関係において、混乱と支障を起すことが予想せられるのであります。たとえば北陸地方のごときは、北陸配電が目下富山、石川、福井等に配電をいたしておるのであります。これが七分割によつて、富山が関東へ、石川、福井が関西へ所属することとなりますならば、はたしてこれら諸府県の産業が所要の電力を確保し得るやいなやは、すこぶる疑問視せられるところであります。これと同時に、同時

に、送電のロス等を考えますならば、日発分割案なるものの審議はよほど慎重を期し、各地産業の状況を十分勘案することが必要であるといわなければなりません。

およそ電力の開発並びに供給は、事の公共性にかんがみましても、国土総合開発計画の見地より、全国的に諸般の事情を考慮すべきはもちろんであります。特に電力が国民の生活と不可分の関係にあること、産業開発の立地条件、すなわち、いかなる産業をいかなる地域に発達せしむべきかに重点を置いて決定すべきものであります。すなわち国民生活の面よりいたしますならば、国民一人当たりが使用する電力量並びに料金は、全国画一的、平等的なるを原則とすべきであります。産業の開発の見地より見ますならば、低廉なる動力並びに原料を得る地点においてその産業を発達せしめてこそ、初めて今後の海外貿易において諸外国の製品と競争をなし得るのであります。従来わが国においては、水力発電所の近くにおいて諸種の産業が勃興しておるのであります。北陸地方の繊維産業あるいは肥料工場等の発達、ここに起因するところ大なるものがあるものであります。戦争中、これらの自家用発電所あるいは県営発電所は日発に統合せられておるのであり、そのため、地方的な産業は、その発展に一大支障を来しておる面も少くないのであります。私は、電力再編成にあつては、これらの事情を十分参酌せられんことを要すると同時に、この際電力再編成とは分離しても、戦時中買収

した電力の復元あるいは優先使用のことを十分考慮せられんことを、政府当局に強く要するものであります。

次に私は、電力開発の資金について触れてみたいのであります。現在水力の開発には見返り資金を使用することになつておりますが、講和会議の前にして、この見返り資金の性格も、さらにまたその額も、今後相当の变革を受けることは予想にたかたかいたところでありまう。もと／＼電力開発のごときは、公共的、国家的事業でありますから、政府予算あるいはその他の国の予算的援助を得て行うことは何ら不都合なきところでありまう。見返り資金にかわるべき措置について、今後十分なる研究を行われんことを要するものであります。

○副議長(岩本信行君) 福田君、時間が参りましたので、結論をお急ぎ願います。

○福田(一君) 次に電力開発と外資導入の問題であります。只見川の水力開発に外資を導入する等、すでにこれは議論の域を離れて実現の時期に入つてゐるのであります。もとよりわれわれは、資金並びに技術の導入には賛成であります。機械類その他設備の導入にあつては、関係産業の保護振興の見地より慎重に検討せらるべきものと考える。この点を特に付言いたすものであります。

これを要するに、電力に関しては、さきに述べましたごとく、諸種の重要問題が山積してゐるのであります。政府は、これら諸問題の解決に熱意と意気をもつて当られ、一日も早くわれわれ国民が天賦の地形、風土の恩恵に浴するよう施策を進められんことを望んでやまざるものであります。政治は、決して国民にこびるのが目的ではない。しかるに、従来の政治は、ややともすれば万人を満足させんとして、万人を失望させておられます。真に重要な政策があつたといひますならば、他を若干犠牲にしてもこれを強力に推進して、初めて議会政治の本来の姿が現われ、その効果が発揮せられるのであると確信するものであります。今後五箇年間に百万キロの水力発電の建設を行つても、なおかつ五箇年後には、需要量に比して三十万キロの不足を生ずるといわれる水力電気の開発のごときは、強力に推し進めらるべき政策の最重要な

るものであることは、万人の疑わざる
ところであります。私は、政府と国会
が、この意味において電力開発をより
積極的に取上げて、これが解決に邁進
せられんことを、ここに重ねて強く
要望いたしまして、私の討論を終りま
す。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 竹山祐太郎
君、発言者を御指名願います。

○竹山祐太郎君 新政治協議会は吉川
久衛君を指名いたします。

○副議長(岩本信行君) 吉川久衛君に
発言を許します。

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 自由討論は、新しい憲
法のもとに制定された国会法によつて
行われるようになったのであります。
当初は非常に盛会であつたのでありま
すが、回を重ねるごとに、だん／＼と
熱がさめてしまひまして、最近はいか
のごとく寂寥たるものであります。
(委員会をやつておるからだ)と呼ぶ者
あり) 私は委員会のこととは存してお
ります。この趣旨は、国民の輿論をこ
に集めて、各施策にこれを織り込もう
ということにあつたのであります。各
議員は、本会議において自由討論を
することをまたないでも、各委員会に
おいてそれ／＼国民の希望するところ
を国会に反映させるような制度が別に
ありますので、この討論がだん／＼と
熱がさめて来たところの、これが一つ
の大きな理由ではないかと思ひます。
(ノ／＼) そうでないとするなら
ば、この自由討論はもつと盛大に行わ
れなければならぬと思ふ。それが、
かくのごとき状況でありましては、私
ども順番がまわつて参りまして、この

壇上に立つても、はなはだ熱がさめざ
るを得ないのであります。今後この問
題は、運営委員会あたりで十分ひとつ
検討を加えていただきたいと思ひま
す。(拍手)

私は、民自党の諸君に與う、という
ような題で申し上げたいと思つていた
のであります。民自党の諸君がきわ
めてわずかでありますから、どうぞ、
おいでにならない方にお伝え願えれば
幸いです。

私は、政治はまじめでなければなら
ないと思ひます。不渡り手形を発行す
るような欺瞞政策は、この際絶対に排
撃しなければならぬ。民主自由党
は、日本であつて見るとところの大政
党になつたのであります。(その通
り)「つばな大政党だ」と呼ぶ者あり) 国民の輿論をになつて、川端君の言わ
れるような、つばな大政党であるなら
ば、どうか文字通り実行していただき
たい。

最近、民自党が大政党になりまして
から行われるところのその政策が、は
なはだ国民として疑わしいかどがた
くさんあるということ、国民は非常に
失望をいたしております。民自党の諸
君が構成されるところの今の政府が、
熱心にその職責を果されつつあるこ
と、私も認めたのであります。けれ
ども、その行われるところの施策は、
選挙当時の公約とまつたく矛盾する
ところのものが行われている。(指摘し
る)と(呼ぶ者あり)指摘いたしまし
よう。

その一つの例は、農林大臣が昨日不
信任されたときに、われ／＼の同
僚議員から、るる述べられたはずであ

ります。ただいまも農林委員会にお
いて、農林大臣が、一方的に食糧の輸入
等は定められないというような、非常
に苦しい御答弁をされております。こ
ういふことは、大民自党諸君の責任で
あるといわざるを得ないのであります。
(拍手) 私は、わくがきまつてい
るから、もはやしかたがないという
ならば、国会はやめてしまつた方が
いいと思ひます。行政官吏にまかして
おいて十分であります。むだな金を使
つて、意義のない国会を運営するより
は、その莫大な金をもつて、今非常に
生活にあえいでいるところの、苦しん
でいるところの国民を救済してやつた
方が、どれだけ効果があるかわからな
い。国会があるからには、日本のこの
国民性と、日本の社会制度と、日本の経
済状態等を関係方面にじゆん／＼と説
いて、納得させて、そうして日本の政
治に協力をしてもらうという方向をと
らない限り、われ／＼の政治活動は意
味を持たないのであります。

たとえば、一つの農業政策を考えて
みましても、関係方面が、あの広いア
メリカの広野に立つて考へるところの
の、そういう広い大農経営の方式をも
つて日本の農業を見るときに、自分た
ちの今まで見て来たところのその一つ
のわくをもつて日本の農政なら農政を
見る、ここに大きな間違いがあるので
あります。かつて日本の関東軍が大陸
において何をしたか。島国の日本のこ
の狭いものの見方をもつて、そうして
満州国に、あるいは中華民国に押しつ
けたその結果は、私どもの親しく見て
来たところであります。非常な矛盾が
あつた。同じようなことが今の日本に
行われているということも、またやむ

を得ないと言へばやむを得ないのであ
りますが、しかしながら、政治はここ
であります。

われ／＼は、占領政策だと言つて、
かりにしかられても、ほんとうに日本
の国家と国民の将来を考え、平和的な
文化国家の再建によつて世界の平和に
貢献し得るところの基礎を確立するた
めには、八千万国民が、安らかにこの国
土の上に生活ができるというような政
治が行われなければならないと思ふ。
そのためには、関係方面の人々の認識
を改めるために、あらゆる努力がなさ
れなければならない。昨日の農林大臣
の不信任案によつて、百四十万石の減
額補正が二百四十五万石になつたとす
るならば、もう一べん農林大臣の不信
任案をやれば、今度は五百万石くらい
の補正になり、もう一べんやれば六百
万石くらいの補正になる。これも、あ
るいは農林大臣が窮余の策としての御
努力の結果ではなかつたかと思ひま
す。

民自党の諸君は拍手喝采をなさいま
したけれども、私どもは、このように
して努力すれば、しただけの効果が現
われるのに、ただ関係方面から押しつ
けられたからしかたがない、やむを得
ないというやうなことであつたとする
ならば、国民に対して、政治というも
のはだめだ、どの党がやつても同じこ
とだという感じを與えるのでありまし
て、大政党であるところの民自党の諸
君の責務やい／＼／＼／＼重大であ
るということ、お覚悟願ひたいと思
うのであります。

○副議長(岩本信行君) 吉川君に申し
上げます。残念ながら時間が参りまし
たので、結論をお急ぎ願ひます。

○吉川久衛君(続) 私は、去る夏、農
林委員会の各党の諸君と北海道、東北
を見てまわりました。日本の政治は画
一的であるということを見て、これ
は非常な不公平があるということをも痛
切に見て参つたのであります。私は時
間がないから詳しく申し上げませんけ
れども、ちやうど給與に關して寒冷地
手当があるように、北海道を初めとす
る東北信十一県に對しまして、特別な
地帯にあるところの農業経営者に対し
て特別な施策が講ぜられねばならな
いということを痛感して参つたのであ
ります。

今の民自党の大政党をもつて支持さ
れるところの現政府は、行わんとする
ならば、いかなることも可能でありま
す。どうか諸君のこの一つだけでも、も
し実現していただけるとするならば、
国民はこれによつて、やつぱり大きな
政党でなければだめだ、大きな政党な
らばいいことをしてくれと、占領下
にあつても、大きな政党の諸君の努力
によつて、そうしてわれ／＼国民生活
は安定するんだというやうな、そうい
う安心を與えるやうな御努力を、諸君
に願つてやまない次第であります。
(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて自由
討論は終了いたしました。

○山本猛夫君 委員会に付託中の議案
の審査終了を待つため、この際暫時休
憩せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の勸議
に御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。

この際暫時休憩いたします。

午後四時九分休憩

午後五時五十分開議

○副議長(岩本信行君) 休憩前に引続き会議を開きます。

昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十四年度特別会計予算補正(特第一号)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)、昭和二十四年度特別会計予算補正(特第一号)及び昭和二十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)、以上の三案を一括議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)、昭和二十四年度特別会計予算補正(特第一号)、昭和二十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長植原悦二郎君。

昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)に関する報告書

昭和二十四年度特別会計予算補正(特第一号)に関する報告書

昭和二十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)に関する報告書

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 ただいま議題となりました昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)、同特別会計予算補正(特第一号)、同政府関係機関予算補正(機第一号)、これらに關し、その内容及び委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

これらの補正予算については、先般本会議において政府側より説明があり、また「昭和二十四年度予算補正の説明」という政府提出の資料によつて明らかでありますから、ここでは詳細に御説明申し上げる必要はないと思われまふ。ただ、今回の補正予算は十五箇月予算と言われるように、明年度予算と並行してその編成が行われ、昭和二十五年度予算の大綱もあわせて発表されております。この点におきましては、従来の單純な追加予算と著しくその性格を異にしておるのであります。

また、さきに第五国会において政府が公約いたしました税制改革の一端を突現せんとするものであります。従つて、今後我が国の金融、貿易、物価その他国民経済の根本に重大なる影響を與えるところの種々重要な内容を持つておるものと考えますので、次にその大要につき簡単に御説明申し上げます。

政府は、今次補正予算の構想といたしましては、当初予算当時より懸案となつておりました価格調整費を削減

し、貨物運賃、海上運賃、電気料金及び米価の改訂を行つて物価の均衡をはかり、しかもこれらの諸方策が家計費に及ぼす影響は減税によつてこれを吸収し、さらに公共事業費等の経費を増額して有効需要を増加し、もつて本予算通過後に生ずる内外各般の変化、すなわち災害の発生、ボンド貨切下げの影響、シヤウフ勧告等に対処するとともに、真の総合的均衡予算を実現し、よりよく軌道に乗りましたわが国の経済の安定を強化し、さらにその復興をはからんといはしておるのであります。

かかる予算の構想によりまして計上された補正予算額は、一般会計において歳入増加額七百七十八億円余、同減少額四百四十四億円余、差引き増加額三百三十三億円余であります。歳出増加額六百八十七億円余、減少額三百二十三億円余、差引き増加額三百六十三億円余であります。これを当初予算と合計いたしますと、歳入七千四百十三億円余、歳出七千四百四十億円余となつております。

また特別会計にあつては、歳入千三百八十七億円余、歳出千三百四十六億円余をそれぞれ増加いたして、歳入二兆三千三百四十八億円余、歳出二兆三千八百八十八億円余となつております。

まず一般会計のおもなる項目につき御説明申し上げます。一般会計歳出に於いての重要項目は公共事業費であります。公共事業費は、当初予算五百十八億円余に対し、百六億円余の増加であります。その増加割合は二割強に當つております。この増加の内容には、本年度に発生した幾多の台風その他の

災害の復旧に要する経費八十五億円を最大のものと、これに都市復興に要する経費、新制中学校校舍建築、引揚者住宅建築等に對する補助などが含まれております。このうち、特に六・三割の経費が当初予算において全額削減されておつた点は、さきの第五国会におきまして種々論議のあつたところでありまして、今回の補正により相當額の計上が行われておりますことは、それらの事情にかんがみるところがあつたものと思われまふ。なお公共事業費については、明年度において一千億円程度の計上が予定されておりますことは、今後の地方経済や労働事情にも大きな影響を與えるものと思われまふ。

この公共事業費と関連するものとして失業対策費があげられます。これは、当初予算二十九億円余に對して、十七億円余の増額となつております。直接の失業対策費は、このうち八億五千万円でありまふが、別に失業保険特別会計への繰入れ約九億円が増加計上されております。失業問題は、わが国当面の重大社会問題でもありまして、これが解決は国家的要請でもありますので、これに對する支出は、もとより多きに越したことはないものであります。が、財政全体の均衡より見て、この程度の増額にとどまつたものと考えられます。

引揚者対策については、前述の公共事業費のうち、引揚者住宅建築費一億六千六百万円を計上してゐるほか、別に二億円が引揚者生業資金として増加計上されております。

当初予算審議の際重要論議の對象となつた地方配付税配付金は、この補正

予算において九十億円の増加となり、これは当初予算五百七十七億円に對し、約一割六分に相當し、当初予算との合計額は六百六十七億円になります。地方財政窮乏の現状に照し、地方の要望にこたへんとしたものでありまして、當然の増加のように考えられます。

また政府の出資金及び投資関係におきまして合計五十二億九千万円の増加を見ておりますが、その内容は、肥料配給公団及び油糧公団に對する出資金四十二億九千万円、国民金融公庫出資五億円及び新設の輸出信用保険特別会計への繰入れ五億円であります。

次にこの補正予算において注目すべき点は、インフレ抑制に對する政府の意圖が、本予算と同様になお積極的に採用されてゐることでありまふ。すなわち、まず第一に、食糧管理特別会計への繰入れ増として百七十億円を計上いたしてゐるのであります。この増加は、輸入食糧の増加、米価の改訂、貨物運賃の引上げ等により運転資金の増加が見込まれたためでありまして、これが調達を借入金に求めず、一般会計の租税収入でまかなつてゐることでありまふ。

第二には、総合予算の均衡という点を強く堅持してゐることでありまふ。このことは、特別会計及び政府関係機関收支差額を一般会計より繰入れてゐることに十分現れてゐると思われまふ。すなわち、農業共済保険特別会計への七億七千四百万円、郵政事業特別会計への四億一千二百万円、薪炭需給特別会計への五十四億七千万円、船舶

運営会への二十八億四百万円、日本国有鉄道公社への三十億五千二百万円等が計上されていることとあります。

以上の二つは補正増加に対する財源として、政府はまず歳出中の価格調整費を大幅に削減することをもつてこれに充てることにいたしました。御承知のごとく価格調整費は、為替一本レート決定の結果、輸入物資の価格を通じて国内物価水準に急激なる変動を與えないため、当初予算におきまして二十二億二千二百円が計上されていたものであります。その後内外の経済情勢に照し、また国民経済に対する国家の干渉を能く限り排除し、企業の自主性を尊重せんとする政府の方針から、本補正予算の編成にあたっては、これをできるだけ限り整理削減することになつたものであります。その結果、安定物資分百二十八億四千万円、輸入物資分百一億四千万円、その他合計百三十億円の減額となつて現われているのであります。

なお輸入食糧が当初の計画より約六十万トンの増加を見たために、その補給金が相当増額されておりますから、これを勘案すれば、実質上の削減はかなりの大きなものがあるのではないかと存じます。

いるものであります。本年度において、とりあえず明年一月一日から所得税及び物品税の若干の軽減を行うこととし、シャウプ報告に示された期日に先立つて、同じく明年一月一日より取引高税、織物消費税及び清涼飲料税を撤廃することになつております。思うに政府は、この補正予算編成に際し、

明年一月より基準米価を四千四百五円とし、消費者価格を現行より一割弱引上げ、貨物運賃は陸上八割、海上九割三分を引上げ、給與ベースは現在のままです。置くことを基本方針としたのであります。これがために生ずる実質賃金の低下を避けんとする考えから、年度内の減税措置として間接税の減税に主力を置き、これにより大衆の租税負担を軽減し、もつて物価上昇の抑制をはかつたのみならず、進んで物価を下降の趨勢に導くようにいたしましたこととあります。その他財源をいたしまして、前年度剰余金二百六億五千五百萬円のほか、官有財産拂下代、復興金融庫納付金、価格差益納付金、雑収入等があり、また減少分には、タバコ及びアルコール専売益金十五億一千四百萬円余があります。

次に特別会計につき御説明申し上げます。今回新たに設置されることになりました外国為替及び輸出信用保険の特別会計を加え、合計三十一の特別会計となりましたが、その大部分にわたり補正が行われております。しかしこれらはいずれも当初予算成立後に生じた諸般の事情により、やむを得ない予算措置の必要を生じたものであります。そのうち新炭需給調節特別会計は、その重要性を認めましたので、

これに対する小委員会を開き慎重審議することにしたことが判明し、その結果、相当額の損失のあることが判明し、それがために買入れ代金の支拂いに行き詰まり、巨額の未拂金を生じております。さらに今年度内に償還すべき新炭証券もあるものであります。これがため生産業者は極度に窮乏し、また集荷団体は、八月一日の買上げ打ち切りにより相当の打撃をこうむつておりますので、すみやかにこれに対する金融の道を開いてやる必要となつたのであります。そこで、緊急やむを得ぬ措置を一般会計より繰入れ、償還すべきものは償還し、支拂うべきものは支拂うように、当局に対して嚴重に警告を發することにしたいたしました。

最後に政府関係機関に関する補正予算は、本年六月一日より政府関係機関となりまして日本専売公社及び日本国有鉄道の二つが、その設立とともにそれら（従来の専売局特別会計及び国有鉄道事業特別会計の予算をそのまま引き継いだものをしばらく別といたします）れば、価格調整公団外六公団、復興金融庫並びに船舶運賃会に関するものであります。しかし、これらはいずれも海陸貨物運賃の改訂、輸入食糧の数量の増加、米価の改訂等の必要やむを得ない事情のための予算措置と考へられます。

以上昭和二十四年度補正予算案の大要であります。次に委員会における審議の経過について申し上げます。本補正予算案は、十一月十四日予算委員会に付託され、以後二十六日まで、の間、各党委員と政府側との間に終始

熱心なる質疑応答がかわされました。それらの質疑応答の詳細は速記録によつて御了解を願うこととし、今その若干について御報告いたします。

まず最初に、この予算の性格について、委員より、本年度の当初予算はインフレ収束の予算であつたが、この補正予算は復興予算であると言われている、政府の所信いかんとの質疑がありました。これに対して政府側は、インフレもほぼ収束して、経済も安定の軌道に乗りつつあるので、この予算並びに明年度予算は復興予算としての意義を持ち、公共事業費の増加その他により有効需要を増大せしめていくとの答弁でありました。

次に租税問題について、まず政府は本補正予算において租税の自然増収を多額に見込んでゐるが、かかる自然増収は不可能ではないかとの質疑に対して、政府側より、法人税の増収は法人の申告並びに納税成績がはなはだ好調なためであり、源泉所得税の増収も一部民間給与の上昇等の原因によるものであり、酒税の増収も増石によつて生じたものである。従つて、これらはむりのない合理的なものであるとの答弁がありました。

さらに来年度の減税の見通しについては、来年度の租税のわくは大体四千四百億程度とし、本年度より七百億円の減税を見込んでゐる、軽減の細目については、いまだ確定してゐない、所得税の軽減に関しては、できるだけ努力したいとの答弁がありました。

次に米価に関し、政府は一定の所信を有しておらぬようだと質疑に対しては、政府は主食等の価格は引上げ、国際価格にさや寄せする方針をとつたのであるが、これを一律に引上げると給與ベースに著しい影響を與えるので、徐々に行う予定であるとの答弁がありました。

次に金融関係の問題について、まず最初に、最近の金詰まりに対していかなる方策をとるつもりかとの質疑に対し、金融の梗概はある程度やむを得ないが、見返り資金の迅速かつ有効なる活用、日本銀行による融資のあつせん等により調整をはかりたいとの答弁がありました。さらに長期金融に関する質疑に対しては、設備資金は企業の自己調達によるのを原則とし、不能の場合には見返り資金の放出、興業銀行の利用等によつて遺憾なきを期したい、興業銀行並びに特殊部門の金融機関としての農林中央金庫、商工組合中央金庫等の増資並びに債権発行限度の拡張をはかりたい、また不動産金融に關しては、勸業銀行類似の金融機関をつくつて住宅資金の融通もつけて行きたいとの答弁がありました。

次に貿易の問題に關して、国際情勢の変化等により貿易が不振となり、歴大な滞貨を生じているが、この打開策いかんとの質疑に対しては、バーター貿易の多角的通商協定への切りかえ、めくら貿易の解消、輸出入の大幅民間移譲、その他合理的な為替管理等の諸方策によりこの難関を切り開いて行きたい、また現行為替レートは堅持する方針であるとの答弁がありました。これに關連して、見返り資金を貿易金融に使用する考えがあるかとの質問に対しては、見返り資金は長期投資または債務償還に使用するのが建前である

が、将来輸出滞貨等の処分のような貿易金融にも利用する用意がある、しかし、これを外国商社の貿易資金に使用させるようなことは想像もしていないとの答弁がありました。

さらに年末並びに第四・四半期の通貨金融情勢の見通しに関する質疑に対しては、年末の通貨発行高を昨年より低く見てゐるのは、本年度の税収が順調であること、政府支拂いが年末に集中しないためである、また第四・四半期には約一千億円程度の徴税が見込まれる、しかし見返り資金も相当放出できる予定だから、昨年度のごとく急激な通貨収縮は起らないとの答弁がありました。

次に公共事業費に関して、明年度からの全額国庫負担の災害復旧事業は市町村の分まで及ぶか、また過年度災害分を含むかとの質疑がありました。が、これに対して、災害復旧事業をどの程度まで国庫負担とするかは目下検討中で、いまだ最終決定に至らないとの答弁があり、さらに来年度の災害のための地方起債のわくについても、国庫負担の分とにらみ合せて検討中であるとの答弁がありました。また農地改良費が不十分ではないかとの質疑に対しては、本年度は財政面の制限よりやむを得ずこれを圧縮したが、明年度予算においては相当希望が持てるとの答弁がありました。

また新炭特別会計への五十四億七千万円の繰入れについて、同会計がと多くの疑惑を生じているこの際、その整理の見通しもつかぬうちに、かかる巨額の繰入れをなすのは不当ではないかとの委員よりの質疑に対し、この繰入

れは整理とは別個のものであり、これによって問題を糊塗するつもりは毛頭なく、整理は整理として厳格に実施して行く方針であるとの答弁がありました。

次に失業対策の問題について、都市の雇用数の減少及び農村における雇大の半失業者に對して政府はいかなる対策を有するかの質疑に対し、失業対策の根本は産業の振興、輸出の促進にあるが、経過措置としては失業保険及び失業対策事業によるべきである、潜在失業者に対する対策としては、結局政府の諸経済施策の奏功にまつべきであるとの答弁がありました。

次に委員会におきましては、本補正予算の重大性にかんがみ、十一月二十一日、参事人として富士銀行社長迫静二君外三名の御出席を求め、忌憚のない御意見を聴取いたしました。そのうちの若干をあげますと、復金の貸出を嚴重に回収するのは当然であるが、急激な回収は経済界に支障を来させる、従つて、本予算案に五十億円の復金回収金の増加を計上しているのは賛成できない。給與所得者に対する減税は、今回の程度では、昨年以來の物価騰貴による家計費への影響を相殺してない、加うるに米価の引上げ、価格調整費の削減等を考慮に入れると、実質賃金は低下するであろう、さらに長期の農業資金として財政資金を放出すべきであるとの意見の開陳がありました。

質疑は本日午前中をもつて終了し、午後補正予算案につき討論を行い、民主自由党を代表して苦米地英俊君、民主党第十控室を代表して奥村又十郎君、公正倶楽部を代表して世耕弘一君

よりそれ／＼賛成の意見を述べられました。また日本社会党を代表して勝間田清一君、民主党第九控室を代表して中曾根康弘君、日本共産党を代表して風早八十二君、新政治協議会を代表して松本六太郎君、労働者農民党を代表して黒田壽男君等よりそれ／＼反対の意見を述べられました。

討論を終り、予算案について採決いたしました結果、いずれも多数をもつて可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。西村榮一君。

〔西村榮一君登壇〕

○西村榮一君 私は、日本社会党を代表いたしました。本予算案に反対し、かつその趣旨を表明したいと存するものであります。

本予算案は、ただいま委員長が御報告になりましたように、世にいう十五箇月予算といたしまして、二十五年度予算の一環としての本質があるのであります。私も、その見地に立ちまして、本暫定予算を検討いたしましたのであります。

まず本予算案は、われ／＼が審議するに際しまして、重要な法律上の基礎が欠如したところのであります。先ほど委員長がお述べになったように、本予算案の骨子の大部分は税制改革によるものであると言われたのであります。その税制改革に対する法律案が、まだ議了いたしておりません。同時に、貿易特別会計その他あらゆる法律案の提出が遅れておりましたがゆえに、その審議の基礎的条件が欠けて

いるのが本暫定予算の一大欠陥であるとともに、その内容に至りましては、新炭特別会計等、世の中の疑惑を招来するところの——現在検査当局において調査中の、世人の疑惑の中心となつてゐる予算案が提案されたということにつきましても、その内容においても、形式においても、ずさんきわまるものであるといわざるを得ないのであります。(拍手)

次に本予算案は、国民の担税能力をはるかに越えたものであります。現在の国民経済が本予算案をまかない得るやいなやということについては、多大な検討を要するものがあるのであります。これを内閣統計局の発表によりますと……(聞く必要がない)と呼ぶ者あり)聞く必要がなければ、君は民主主義を否定するのですか。議会政治を否定するのですか。——昭和五年の国民所得が百十八億でありましたから、それに物価指数をかけますと、大体三兆一千億円になります。生産はわずかに七割でありますから、政府の統計によつて見ますならば、本年度の国民所得は二兆一千七百億円とふまなければならないのであります。

また一面、実質国民所得は、昭和五年には一人当り百五十六円でありましたが、昭和二十三年におきましては、実質の国民所得は九十七円と、約四割方低下いたしておるのであります。しかも、当時の国民所得に對しまして課税額は一割四分四厘でありましたが、昭和二十四年度になりますと、課税額は、驚くべき二割六分四厘と増加いたしましたのであります。すなわち、政府の統計によりまして、国民所得は約

三割減少するにもかかわらず、税金は倍近く上つておるといふことが、現下の国民生活の事情であるといわざるを得ない。この税の負担額は非常にむりであるといふことは、現内閣もお認めになつたのであります。

過ぐる昭和二十四年度の予算審議に際しまして、総理大臣並びに大蔵大臣は、高額税金が著しく国民生活を圧迫するものであるということをお認めになつて、近くシャウ博士が来朝せられるがゆゑに、そのときにおいてわが国の税制は根本的な改革をいたしまして、もつて国民の負担の軽減をはかりますということをお約束になつたのであります。これは当時議員に對する一時のがれの御答弁であつたとは思われぬのであります。総理大臣、大蔵大臣みづからが、今日の税金が高く、今日の国民生活が苦悶の状態にあるということをお認めになつたのであります。しかるに、シャウ博士が来朝せられて税制勧告案を提示された今日、一体税金は軽減されたであらうか。すなわち実質的には税金は増税となつて、著しく国民の期待を裏切つたのであります。

私は、單に税率が高いから、あるいは予算額が膨大であるから、国民がその負担に耐えられないと言ふのではありません。現在の状況は、残念ながら国家財政をささえるところの国民経済それ自身が崩壊しつつあるところに私はその危険を感じるのであります。これを私は、政府の発表せられた統計において示してみますならば、政府は、昨年度の国民所得二兆一千六百億円から、本年度の国民所得を二兆九千余億

○
一
一
一
一
一

円と見込まれたのであります。その増額は三割五分であります。その理由は、まことに政治家として卑怯なる態度といはざるを得ない。

まことに政治家として卑怯なる態度といはざるを得ない。

また一面、國民經濟の基盤をなします今日の生産界を一瞥いたしてみますならば、総理大臣並びに大蔵大臣は、しばし現下のデフレーション恐慌を否定せられまして、経済は安定化し、國民生活は平靜化しつつあると言われるのであります。何とそれは現実を無視する白々しい言葉であるかといわざるを得ない。私は、この詭弁に対して、これまた事実をあげて現内閣の誤謬を指摘したいと存するのであります。

まず第一にデフレーション問題であります。現在なぜデフレーションが深刻化しておるかということは、通貨の総分量が国民経済の必要量以下に切下げられてしまったところに異常な金詰まりが出現いたしておるのであります。すなわち通貨の発行量におきましては、昭和五年から九年までの発行量に比較いたしました、物価指数を考慮いたしまするならば、約五百億円の減少にすぎないのであります。

問題は、従来の経済が通貨の発行量のみにたよつたのであります。日本、日本の経済をささえておつたのは、日本の銀行の通貨発行量だけではありません。それは民間の信用通貨を考慮いたしまして——一例を手形流通高に見するならば、この手形流通高は、戦前に比較いたしまして五割七分の減少を来しております。また預金額は、戦前に比較いたしまして七割六分という驚くべき減少を来しておるのであります。これら、これらの一例を見ましても、信用

經濟の基礎を日本銀行券並びに民間の
手形並びに預金の三本建といたします
るならば、健全經濟はこの三本の足で
立つべきはずのところを、民間の信用
通貨と銀行預金という二本の足がはず
されてしまったというところに、現在
の經濟の危険性を発見するのでありま
す。

私は、このデフレーション傾向を、現内閣並びに民自党の諸君がしからずと主張せられますならば、今年春以来民間随所に現われたところの俸給、賃金の遅配、欠配は、よもや現内閣といえども否定し得ないと思うのであります。(拍手)しかも、この顯著なる現われといしまして、本年七月において、不渡り手形は昨年度の二・九倍、すなわち三倍近くに激増しておるといふことを考えますならば、昨年の七月に比較して、本年の七月は三倍近くの不渡り手形の激増を見て、なおかつ日本経済が安定しておると言い得るか。私は、これを現内閣に問わざるを得ないのであります。

またデフレーション恐慌ではないと言われておりますが、これらの生きた数字と生きた現実と目をおおって、現在はデフレーション恐慌でないと言う人がありますならば、私は、氣遣いが、みずから氣遣いの中に入つて、狂人でないと言うのとひとしいと存するのであります。この観点に立つて、現下の国民経済は、はたして本年度の国政をまかない得るやいなやということを考えてみますならば、何人もそれとは困難を感じるのであります。すなわち個人の生活におきましても、あるいはまた企業におきましても、すべて幸

字が出ておるといふことは、万人ひとしく認め、政府みづからが告白せられておるのであります。

しかるに、この龐大なる國民の赤字生活の上に加へるに、本年の龐大なる予算を國民は負担して行かなければならぬのであります。問題は單にそれだけではありません。先ほど委員長が御報告になりましたように、個人生活が赤字である。企業が赤字である。しかも、その赤字生活の上に龐大なる予算を國民が負担しておる上に、なお大きな荷物がおおいかぶさつてゐる。それは古い債券の償還であります。債券、公債の債務約一千億圓、これにははたして國民經濟が耐えられるかどうか。

私は、賢明なる諸君に向つて、健全か不健全かの問題を論議しようとはは思いません。しかしながら、口を開けば均衡予算、健全財政と主張されるが、その健全財政の基礎は何によつて求めるかと言ひまするならば、健全なる国民経済の上に立つてこそ初めて

て健全財政の生命があり得ると思ふのであります。(拍手)それには、まず生活上の、あるいは企業の上の赤字を解消して收支のバランスをとる、しかる後に剰余金を捻出したしめて、その剰余金によつて過去の債務の返済をするということが最も健全なる国民経済の運営であり、国政の運営であるといわなければならないのであります。このことを無視し労働の生産性と企業の再生産を無視した、閉鎖なる收奪のごとき財政は、ますます生産を縮小いたしましたして、赤字は増大しわが国の国民経済は衰滅して、遂に日

本は残念ながら植民地経済に転落し、永久に自立困難な経済になるというところとは、何人も否定し得ないのであります。(拍手)現内閣の財政経済の方針は、意識するところとにかかわらず、わが国の経済を植民地経済に追ひ込み、つつあるということは、これこそ國民が政府の真意那边にあるかということをはかりかねておる理由であると申さざるを得ません。

私は、この財政政策を考えてみます。ならば、あたかも現内閣の財政政策は、病氣で寝ている病人のまぐくら元には、すわりまして、そのふとんをひつぱがして行くがごとき高利貸的な苛斂誅求が、その財政政策であるといわなければならぬ。同時に、ここに古き債券の償還であります。復金債券償還の一千億圓を、私はこれは今日の国民の租税から返還すべきではなくして、それは復興金融金庫の貸付金を回収して、回収の範囲内において古き債券を償還することが最も健全なやり方であるといわざるを得ません。

なぜ私はこのことを主張するか。私が復興金融金庫について、ここに喋々と論ずるまでもなく、現吉田総理大臣は、つぶさにこの問題は御存じのはずである。すなわち、復興金融金庫は第一次吉田内閣の当時に設立せられましたが、復興金庫が設立せられましては、理由といたしましては、戦争によつて荒廃したわが国経済の復興を促進するために必要であり、他の金融機関から供給を受けること困難な資金の供給の目的とすることが、時の吉田内閣の提案の理由とせられたところであります。(拍手)そのときの大蔵大臣の説明

によりますと、わが国産業の復興をはかるために通貨の一千億円や二千億が増発されても、生産が上りさえすれば国民経済は安定するのであるから、通貨増発はあえて恐るるに足らぬという石橋財政の勢いをもつて、野党の反対を押し切つて復興金融金庫は設立せられたのであります。ところが吉田内閣は、その反対のことを現在述べられておる。

一体吉田内閣の財政政策の真意というものは、過ぐる金融金庫の設立当初の御意思であつたか、あるいは現在の財政政策がその本質であるかということとを、私は疑問といたすものであります。これは前回においては、日本の産業を復興するためには、銀行で金融せざるものに対してこの復興金融金庫はやるのであると述べられたことに對して、今はその反対のことを言われ

る。その前後一貫を欠く財政政策は、單にこれは矛盾ではなくして、これまでつた現内閣に一貫せる財政政策の欠如を物語るものであるといわざるを得ないのであります。(拍手)

しかしながら、いずれにいたしましても、そのしりぬぐいは窮迫せる国民大衆にかぶせられておることは否定できなないのであります。私は、ここに奇怪にたえないことは、今日の窮迫せる国民の税金の中から古い債券を償却しようとする六千二百四十四億円の政府交付公債返還期日は、まだ十年先のことであります。しかも、なおふしぎにたえないのは、石炭等赤字交付公債百四十一億円の償還であります。これは支拂い期日が昭和三十四年三月一日になつておるのみならず、それは所有者

の記名入りの公債であります。

この記名入りの公債をなぜ発行したかと申しますと、これは一般に流用してインフレーションになることを防止するために、流通を禁止するの目的を持つたところの記名公債であります。現内閣は、これを百四十一億、石炭業者に本年四月一日交付せられたのであります。その償還期日は昭和三十四年三月一日、すなわち、今から十年先に支拂う約束をもつて記名公債を発行しているのにかかわらず、窮迫のどん底にある今日の国民から税金をしぼつて、石炭業者に返済なさうというのであります。(拍手)

一体現内閣は、いかなる理由によつて、何を好んで、かくも石炭業者に親切の至りを盡されるかということとを、私は、この問題につきまして、はなはだ言にくいこととありますが、石炭業者を多く親戚に持たれる現内閣の各位は、この国民の疑惑を解かれる必要のあることを警告してやまないであります。(拍手)

私は結論を申し上げます。(でたらめを言うな)と呼び、その他発言する者多し)でたらめではない。予算案に出ている。

〔発言する者多く、議場騒然〕
○副議長(岩本信行君) 静粛に願います。

○西村榮一君(統) 私は、かくのごとき石炭業者に対して——多大なる犠牲を拂つた石炭は、本年度四千二百萬トン採掘いたしました。しかしながら、残念なるかな、この石炭の……

○副議長(岩本信行君) 西村君に申し

上げます。時間が参りましたので、結論をお急ぎください。

○西村榮一君(統) 石炭業者の努力を無視して、石炭業者の努力を用いるにいかなく、今日においては、石炭は頭と鉦山に山のように積まれております。萎微沈滞せしめるところの現内閣の産業政策がデフレーション強行に拍車をかけた結果、今日の石炭を用いることのできないうことは、水谷先輩が述べたごとく、これを等閑に付しておくならば、日本の経済は深刻なる恐慌に見舞われ、遂に日本は立つたあわぎとるどころの経済恐慌に見舞われることを懸念いたしまして、本予算案に對しまして、あえて社会党を代表して反對の理由を申し述べた次第であります。御清聴を感謝いたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 苦米地英俊君。

〔苦米地英俊君登壇〕
○苦米地英俊君 私は、民主自由党を代表して、昭和二十四年度一般会計、特別会計及び政府関係機関の補正予算に對し賛成の意を表するものであります。(拍手)

申すまでもなく、本年度当初予算は、経済安定に関する九原則の線に沿うて編成せられたものであります。

〔副議長退席、議長着席〕
その九原則には二つのねらいがあつたのであります。その第一は経済の安定であり、その第二は貿易の振興であります。長年にわたるインフレを一挙に収束することの均衡予算の実行にあつては、種々の困難に遭遇することは、もちろん予見せられるところでありま

す。従つて、政府においてそれに對処するため絶えず着々と必要な手を打

つて来たことは、国民のひとしく認めるところであり、その結果、わが国の経済がようやく安定の軌道に乗つてすべり出したことは、まさに池田蔵相の言われる通りであります。

ただこの予想と少しく食い違つた点は、第二の目標、貿易の振興についてでありました。それは、海外の不況の影響を受けて契約の破棄せられたもの、クレームのつけられたもの等が続出し、輸出が一時停頓したことであり

ます。その後、英国のポンドの切下げによる不安が一部国民の間に感ぜられ、三百六十円為替レートの切下げが論ぜられ、そのためにわが国の輸出が見送られたという事態も起りました。しかし、政府の確固たる態度、司令部の声明等の結果、現在ではその不安も一掃せられ、各方面の引合いも順調に回復して来ておるのが現状であります。

(拍手)そこで、この好機を利用して、一挙にわが国の経済を真に安定させ、わが国の産業を国際水準まで引上げようと政府が努力していることは、池田蔵相の財政演説によつて明らかにされております。(拍手)

今度の補正予算は、明年一月より十五箇月にわたる予算の一環であり、本補正予算を見ただけでは、その全貌を明らかにすることはできないのであります。が、予算委員会における質疑応答を通じて、大綱を把握し得たのであります。そして、その全体的構想において適切な妥協なりと認めるものであります。

先ほど同僚西村議員は国民所得について論及せられ、国民所得が多いがゆえに税金を多くするのはなく、税金

をとらうとして、これに準じて国民所得を高く評価しておるのであるという意見がありました。これは社会党内閣のときに、私が社会党内閣の大蔵大臣栗栖氏に向つて質問した通りであります。(拍手)しかもそのとき、栗栖大蔵大臣は、短期間に三回国民所得を大幅に引上げて、われわれに課税の多くないことを主張したのであります。

本補正予算においては、均衡予算の厳格なる建前を堅持しつつ、久しきにわたる国民の要望にこたへ、本年度はとりあえず二百億の減税をしておる。さらに来年度においては七百億の減税が考慮せられており、合計九百億に上ることになるのであります。取引高税、織物消費税を明年一月より廃止し、物品税、清涼飲料税等同じく軽減するようにしてありますが、これはシヤウブ勧告よりも期日が早められておることは注目し値いするものであります。

ことに取引高税については、野党の諸君はその廃止が絶対不可能であると申しまして、国民を欺瞞するものであると、ごうく／＼と非難罵倒をわが民自党に加えたものであります。諸君、この事實は、よもやお忘れになつては

おらないと信するのであります。(拍手)この減税は国民の要望である。しかるに、野党の諸君は、あるいはこの予算は返上する、あるいは不賛成だと言ふ。諸君、その根拠が成立しますか。

今度の補正予算では、公共事業費は百六億見積つており、うち災害復旧費に八十五億割当てられてあります。これについて、そんな少額なものでどうなるかという意見があります

が、十五箇月の予算をこらんになれば、来年度の予算においては、公共事業費は、約九百億を見積られる予定であり、合計一千億になるものであります。この巨額の災害復旧費等は、歴代内閣が熱望して、しかも遂になし得なかつたところであることを、諸君はお認めにならざるを得ないだろうと思つて諸君は不賛成である、返上すると言つて、これで国民の信にこたえるゆゑんであります。か。(拍手)

六・三制に要する経費としても十五億、緊急失業対策に対しては八億五千万が計上されております。六・三制の実施がいかに地方の財政を悩ませ、国家再建の基本たる国民教育の振興を阻害しておつたかは、これは周知の事実であります。このたび、この十五億円の予算が見積られ、来年度の予算には四十五億見積られる予定になつておつて、合計六十億、これをもつてすれば、国民の要望は達成せられることになつておるのであります。この盛られたところの補正予算を否定し……

〔発言するもの多し〕
○議長(幣原喜重郎君) もう少し静かに願います。
○吉米地英俊君(統) そういうことをして、これで諸君は国民の要望にこたえるものと言ふことができます。緊急性失業対策の八億五千万は決して十分とは申しませんが、財政難の今日、これだけ考慮したということ、当局の非常なる努力の結果であると思ふのであります。わずかであるがゆゑにこれを返上する、これに反対するというのは、これ諸君の国民に対する

ゆゑんであります。国民の要望はそうではないのであります。現在産業界に金詰まりに困窮しておるものがあることは事実であります。これに對しても、政府は勸銀、農林中金、商工中金などを通じて金融措置をしておりすが、さらに他方、米國對日援助見返資金の迅速かつ適切な運用に努力を傾注し、すでに鉄道並びに電信事業に對しては百八十億、民間事業に對しては四億の融資をしており、さらに本年度内には二、三百億程度の民間融資に對して明るい見通しを持つてゐると、池田蔵相は言明してゐるのであります。(拍手)これによつて金詰まりは大いに緩和せられ、産業は健全化されることであらうことは明確であります。(拍手)

これを要するに、政府は経済九原則を堅持しつゝ、国民の要望たるわが党の政策をおおむね実行し、民自党の公約を果して、残余の公約は明年度予算によつて完全に果されることになつておるのであります。(拍手)これはわが党政府の大成功であるといつても信じて、国民も認めておるところであります。(拍手)その結果、国民は終戦以來四箇年にして、ようやく精神的にも物質的にも安定感を抱くに至つたことは、いかなる事実であります。国家のために、まことに御同慶にたえないところであります。(拍手)しかるに、野党一部の諸君が、いたずらに事実を歪曲し、政治経済の不安を高らかに唱え、しいて人心を攪乱せんとすることは、まことに遺憾にたえないところであります。(拍手)かくのごときは決して世界に信を博する

ゆゑんではないと信ずるものであります。思うに、悪性インフレーションの克服は健全なる経済復興、産業再建の基礎であり、その前提をなすものであります。現在わが國の実情をきわめて公平に客觀的に考察すると、政治的にはもちろん、経済的にも、九原則の実行は疑ふ余地のない事実であります。現在この好機に乗じて、経済九原則、ドッジ・ラインに基づく第二の段階、池田蔵相のいわゆる復興予算を樹立すべきときであります。経済再建、産業の復興に對し、国民はこぞつて協力すべきであり、今や洋々たる前途はわれらの眼前に輝くのを覚えるのであります。この補正予算をかく見るときは、それは政府の至誠努力の結晶であると断すべきであり、公平なる国民は、本予算に對して大成功であるといふ、賛成しておるものであります。よつて私は、本予算に對し満腔の賛意を表するものであります。(拍手)

なお予算審議にあつて論及された軍備放棄及び國際關係につき特に一言いたしたいのであります。軍備の放棄は憲法によつて嚴肅に宣言されたところであり、これに對しては、われわれは一点の疑念も抱かないのであります。また抱くべきではないものと信ずるのであります。しかるに、野党一部の質問において、この点につき種々の場合を臆測し、とかくの議論を弄するやの傾向を見受けたのは、はなはだ不可解のこととであります。これはもちろん愛國の至情から出たものではありましよう

が、翻つて考えると、これはただに國民の真意に反するのみならず、さらに國際關係に甚大なる疑惑を引起さしめ、わが國に對する諸外國の感情に望ましからざる影響を與へることを深く留意すべきであると信じます。諸外國の國民の前に事実によつて示さなければならぬ。かくすることが、すなわちわが國が一日も早く平和的國際團體に復帰し、その一員たらんことを念願しておるこの念願がすみやかに達せられるゆゑんであると確信するものであります。これをもつて私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 次は川崎秀二君。
〔川崎秀二君登壇〕
○川崎秀二君 民主党野党派は補正予算に反對するものでございませう。(拍手)

今回の予算につきまして、政府はドッジ・ラインを堅持した均衡予算であると言つておりますが、その実体は、第五国会において成立を見ましたデフレ的總予算によつて起つたところの金融の逼迫、産業の萎靡沈滞、失業者の増加によりまして不景氣と社會不安が起り、加えて全国各地の災害のため、遂にこれを修正せざるを得なくなつた政府の申訳的予算でありまして、依然としてデフレ傾向の強いこと、われらは反對するものでございませう。

過ぐる第五国会におきまして、わが党は、この日あることを期し、すでに修正案を提出いたしておるのでございませう。今回の補正予算は、その修正案の内容にはるかに及ばず、またその時

期を失ひ、しかして、予算面に現れた問題だけではなく、その背後を流れているところの金融政策、経済政策に立ち入るとき、政策の貧困おおうべからず、一貫性を欠いた措置は驚くべきものがあります。(拍手)しかも、僅々三百六十三億の補正予算の中には、世上多大の疑惑を放たれてゐるところの新炭特別會計の赤字五十四億の計上が含まれており、一方社會不安を二掃するための建設的予算はまったくこれを度外視してゐることは、まさに現内閣の性格を露骨に露呈したものでないわけではなからうのであります。(拍手)

わが党が反對をいたしまする基本的理由は、予算案の背景となつてゐるところの財政政策が、わが國の経済の堅実なる復興にとりまして、政府の呼号するやうな安定正常化の豪語とは逆

に、きわめて危険なる症状を呈してゐるからでございませう。すなわち、前国会において成立を見ました總予算において、従来までインフレ政策の總本山であつた吉田内閣は、ドッジ・ラインの壁にぶつかると、極端なる緊縮政策をとりました結果、金融の梗塞を招き、有効需要は著しく減退したのでございませう。世界經濟界の不況をも反映いたしまして、内外の有効需要の減退は、おびただしき滞貨を生じ、すでに纖維、石炭、鉄鋼等を初め、八百五十億から千億に上るところの滞貨を生じまして、異常滞貨と認められるものは、さらに農林關係の分を加算して、優に五百億を越える状態にございませう。

これは、いかなることを物語るものでありましようか。正常なる資金の

回転率が滞りつつあることを意味するものでありまして、これでは、経済の循環というものは、とうてい及びもつかぬものでございます。もし現状において推移いたしますと、ひとり不健全なる企業だけではなく、優秀なる企業も遠からずしてその機能を喪失するに至るのではないかと思っております。

わが国の産業が世界の貿易に進出したる今日、いわゆる企業の合理化は、行政整理と並んで、本年におきますところの二つの命題であつたことは、何人も異存のないところでございますが、企業の合理化は、労働者側に負担をかける前に、まずもって経営組織の合理化、冗費の節約に努力が傾注されなければなりません。(拍手)しかるにもかかわらず、吉田内閣の金融政策によつて、常に人員の整理が第一に始まり、しかして、次には操業度を高めることによるところのコストの引下げという形で行われたことは、今後の労資協力態勢に深いみぞをつくつたものといわなければならぬのでございます。

次に、極端なる金詰まり政策の結果招いた今日の有効需要の減退ということについては、深くこれを論究しなければならぬ。今日政府は、統制経済を撤廃して自由経済へ移行したことを、いとも華々々と、公約の履行と称して宣伝しておられるけれども、生産が回復して統制が撤廃されたものではなくして、デフレ政策のために、生産された品物を引受ける産業の収容力がない。これがために物が余つて来ているのでございます。(拍手)

国家再建の物的原動力といわれた石炭は、本年の四千二百万トンの至上的生産命令を中途にして後退し、現在有効需要減退のために自由販売となつておりますが、このことは、国民経済の規模が縮小し、縮小再生産への転落を意味し、窮乏の日本にとつて決して喜ぶべきことではございません。(拍手)もとよりわれわれも、生産が回復し、需給の關係が調整されるならば、煩瑣なる統制経済はこれを自由に還元することを主張するものでございます。しかしながら、それは必ず漸進的に断行して、経済界の無用の混乱を防がなければならぬのであります。

金融政策において自己本来の主張を放棄いたしました政府は、統制経済撤廃の公約を急いだあまり、意外のところにその破綻を招いたとしておるのであります。(拍手)すなわち、石炭、鉄鋼等の一部においては、補給金の削減によつて三倍ないし四倍の高値を呼んでいる品物がある。また貨物運賃の八割値上げもやむを得なくなつた結果、消費者生計費は漸次高騰しまして、遂に政府は、人事委員会に対してしばしば政治的牽制球を送つたにもかかわらず、官公吏の賃金ベース改訂の勧告は今や必至の状態に立ち至つた。ここにドッジ・ライン堅持を豪語した政策は、この一角から崩壊のきざしを見せておられるものと断言してはばからぬものでございます。(拍手)自分のものではないものは、由来どこからか馬脚を現わすものであることを、現在の民自党の政策が雄弁に物語つてゐる。

さらに長期復興計画をたな上げしたことは、敗戦以來着々として経済の安定正常化に努力し來つた国民に對して、その目標を失わしめた意味において、きわめて重大なるものがあります。金融政策の転換と有効需要の減退によつて、明らかに生産計画が変更されなければならぬ。その理由は、私もこれを認むるものでございませう。また新たにローガン構想や、その他の新構想が現われ來て、修正の必要もありませう。しかしながら、さらばといつて、生産計画を放棄することは、国民に前途の光明と指標を失わしめるばかりでなく、近來計画性を増しつつある世界経済の一環としての日本経済復興が、そのよるべき立場を失うからであります。アメリカのフェア・ディールにいたしましたも、ヨーロッパの各国にいたしても、いずれにしろ、資本主義に計画性を賦與して、公共性、社会性を軸として、その大々くのもとにおいて国民の自由なる経済活動を推進したとしておることを、われらは他山の石としなければならぬのであります。(拍手)

これを要するに、財政政策の基本的構想におきまして、吉田首相及び池田大蔵大臣は、今日の経済状態をもつて安定正常化したと言ふが、その安定とは、国民生活を圧縮し、生産を縮小させた経済の停滞であるのであります。これをつつてに安定と呼んでおるのであつて、ひつきようするに今回の予算は、資本の安定のみを主眼とし、中小企業、勤労者を犠牲にし、特に農村を冷酷無情にまでしいたげ、弱肉強食の旧資本主義的な本質を明らかにしたものと断定せざるを得ないのでございませう。(拍手)

批判を下します。今回補正予算の財源となりましたものは、自然増収二百三十億、前年度剰余金二百六億等がそのおもなるものでございますが、シャウブ勧告によつて行われた税制の改革は、当然年度内に相当の減額が行われるものと期待したにもかかわりませう。租税改正による収入減二百億と、自然増収二百十三億を差引きいたしましたならば、逆に十三億の増税ではあるまいせんか。看板に偽りあり。(拍手)さらに本年度の滞納百八十三億を加えれば、本年度下半期における国民の負担はますます加重するものといわなければならぬのであります。(拍手)

歳出の面におきましては、はたしてどうであらうか。地方配付税の増加といふことが、しきりに宣伝をされたものでありますが、なるほど九十億が計上されておるが、しかし、その九十億の内容を見ると、驚いたことには、そのうち十八億は、昨年の官公吏の年度末調整資金、例の〇・八の地方借入金にこの際返済し、歳入に入れ直したものである。失業対策費五億、寒冷地手当、伝染病予防等の経費四億その他を入れますと、実際には、地方配付税の増加というものは、わずかに四十億ですぞ。今日地方財政の窮乏はその極に達してあります。

それゆゑに、シャウブ勧告の重要な項目の一つとして地方配付税の増加が取り上げられておるのであつて、政府が今やかねや太鼓で宣伝した地方配付税の増加が、わずかに四十億では、なるほど地方財政に心魂を打ち込んでおる木村国務大臣が、案如として保守合同なるものに対して反対をいたしておること、その心境を察するに足るものがあるのでございませう。(拍手)

また、本年のデラ、キティ、あるいはヘスター等の台風を初め、数回の台風は死活の問題でございませう。災害地の復旧には一日もすみやかに国家的保障を興え、でき得るならば国庫が全額これを負担すべきであるに反して、災害地復旧の融資が、預金部資金により、九分四厘あるいは九分五厘というような高利によつて貸付けられておるのであります。今日相当だぶつておる預金部の金は何によつて蓄積されたか。

その大部分は、郵便貯金等を初めとする国民の零細な大衆預金によるものであつて、その利率は二分八厘から三分弱という低率のものでございませう。かかるに、貸し出すときには九分四厘の高率という。ことに、国庫の全額負担を理想とする災害の融資に對してこれを行うことは、大蔵省はいつの間にも高利貸の元締になつたものでありましようか。(拍手)国民を愚弄する、これよりはなほましきはないのであります。

臨時国会召集の理由の一つになりました失業対策が、わずかに緊急失業対策費八億五千八百万円、失業保険費の増加八億五千四百万円という貧弱な内容でございませう。災害復旧費の中にも、見返り資金の中にも含まれておると、労働大臣はしばしば言うのであります。出さうで出ないのを見返り資金だといふことを、しばしばいわれておる。あの行政整理の旋風の最中、失業対策

いかにと、かたずをのんだ国民の期待を、完全に裏切つておるのでござい

す。国民は行政整理の方針を支持したが、それは、各種の不詳事件によつて、国民の感情が、このために政府が転覆してはならない、労働運動の軌道をはずした攻勢によつて国政が左右されてはならないという見地から、政府の方針を支持したのであつて、決して政府の労働政策や失業対策に信頼しておるのではないのであります。しかるに労働大臣は、のど元過ぎれば熱さ忘るるというこゝろが、このごろにあつては、失業者の数は今秋をピークとしてだんだん減少する、今年度末には百万人も吸収すると豪語してありますが、七、八月、あの人心不安のさなかにおいて、しばしば関係当局との折衝の際、二百億の予算を要請するとか、あるいは膨大な失業対策を立てるとか称して、かすかな期待を労働界、産業界に與えておいて、この僅少な予算は、一体これは何事でございますか。

一体わが国の失業現象は、各国にその例を見ない、態的な現象でありまして、ひとり職を失業者をもつてのみこれを判断することは早計であります。わが国の潜在失業者は、実に七百万人と呼ばれておる。それがどこに隠れておるか。膨大な農村人口の中にひそみ、中小企業の中に身を寄せ、家族制度や企業内の過剰労働にささえられておるのであつて、職を失業者は実に氷山の一角であります。その氷山の一角さえ把握し得ぬ失業対策をもつて足れりとするならば、今訪れておるこゝろの労働運動健全化のチャンスは、みすくこれを逸することとなりましょう。労働運動健全化の傾向を助長するため、政府は今や日程に上つて来た最低賃金制の実施に着手すべきであります。

失業対策をも含めて社会不安一掃のために、広汎なる社会保障制度の確立に努めなければなりません。憲法第二十五條にいう、すべての国民は健康の生活に文化的な最低限度の生活を営むことができるという理想社会へのとびらを開くものは、マッカーサー元帥占領政策の最高にして最後の理想といわれる社会保障を日本人みずからの手によつて解決するものでなければならぬのであります。しかるに、補正予算を見ても、来年度予算を見ても、社会保障は、その確立の片鱗さえ現われておらない。社会保障制度審議会の報告した現在の健康保険あるいは国民健康保険の三十一億の赤字の国庫負担さえ、政府は無視しておるのであります。これでどうして社会保障制度の確立が思い及ぶでございましょうか。民自党内閣の社会保障に対する無理解を表明するものといわなければなりません。

諸君、社会保障制度は断じて社会主義政党だけの専売特許ではないはずだ。今日その広汎なる制度の充実に努めておるのはイギリス労働党であり、実践の責任者はなるほどビーヴァリツジではありましようが、これを発議した者は保守党のチャーチルであるということ、諸君たちは十分に感銘しなければならぬと私は思うのであります。しかるに、先般水谷長三郎氏の本議場における、今回の予算は勤労者の立場を犠牲にしておる、勤労者の生活を安定させないところに真の経済の安定はない、社会保障をすべきであるという質問に対し、大蔵大臣は、社会保障制度の完備しておるイギリスの経済がかえつて不安定であるというふうな筋違ひの答弁をいたしまして、かえつて民自党のイデオロギーを暴露したものでございまして。池田大蔵大臣の立場として、保守党の大臣の立場として、医療国営の行き過ぎや、社会主義的保障を非難するのはよろしい。しかし、日本の社会保障の経費は、生活保護法や社会保険全体を含めても、わずかに国費全体の三割という僅少である。国費の三分の一をさいておるイギリスの現状とは、比較のさたではございませう。将来に生きんとする政治家なるものは、よろしく謙虚な立場で先進国の姿をながめ、現実を踏みしめつつ、なお理想の炎を燃やすべきだと思つておるべきです。(拍手)

最後に、土地改良費の大幅削減を初め、農業振興の諸費の少いことは、農業政策の方向がこんとんとしておるということとともに、本国会における最大の問題でございまして、森農林大臣不信任案は、なるほど院内の多数によつて否決されたかもしれぬ。しかし、淳朴にして穩健な全国数千万農民の、政府に対する不信の聲と、農政最高責任者に対する呪詛の聲は、いよいよ今後深刻なるものと私は思うのであります。供出米の補正額は、不信任案のおかげもあり、二百四十五万に改訂されたというが、かつての農村の悲惨なる百姓一揆は、すべて時の為政者とその領地の産米予想を誤つたところに端を発しており、政府の責任はいささかも解消されてはおりません。再生産費を償うに足らざる低米価の決定といひ、さつまいもの統制撤廃に関する措置の迷走といひ、森農政は一体どこへ行くのかと言ひたいほどであります。それよりも、米券制度と食糧法の関係ほど矛盾撞着するものは、他にその類例を見ないのであります。(拍手)民自党の諸君は、食糧法があつてあたり本会議場に臨んで来た場合において、愛する農民のため、必ずや農民の熱烈なる要望をいれて良心的行動をとられることを深く期待するものであります。

農業政策は日本人の人口の五割の生活を左右するものであり、これが提案願ひを出さなければならぬ現状で、どうして日本の安定があるかと私は言ひたい。なるほど、この一大危機に際しても、純真にして国を愛し、秩序を重んずる農民は、あえてデモを行ひ、赤旗を振らなかつたかもしれぬ。しかし、彼らをして犠牲の立場にのみ立たせ、何らこれに建設的な施策を行われないならば、やがてその怒りは、大地のさけるがごとく、為政者の足元を根底よりゆるがすものと確信するのであります。補正予算案に対し絶対反対するゆゑんであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 圖司安正君。
〔圖司安正君登壇〕
○圖司安正君 私は、民主党連立派を代表して、昭和二十四年度一般會計補正予算案、同特別會計補正予算案、同政府関係機関補正予算案、以上三案に対し、以下、簡単にその理由を申し上げます。

第一の理由は、議和會議を前にして、最近連合国、特にアメリカ合衆国よりは、朝野各方面の要路者が次々と来朝され、かつまた貿易その他の國際會議に、わが国の代表者が、正式またはオブザーバーとして出席を許され、従つて、かような國際情勢よりいたしまして、この際より一層國際信用を高め、平和國家として國際社会の一員に加盟するを熱望しているわが國民のまじめな姿を認識してもらふために、そのうした内容の予算を盛つてゐる本補正予算は、一日も早く成立せしむる必要があるものであります。

第二の理由は、敗戦によつて精神的にも經濟的にも奈落のどん底にたたきつけられたわが國民が、ようやく廃墟と窮乏の中に奮ひ立ち、インフレを克服し、生活を安定し、堅忍不拔、協力相扶、眞の意味の自立經濟と復興政策を確立すべく、ここに大きく國策の指向を転換せんとして、健全財政、均衡予算の内容をば、そのわく内にあつて、極力消極面を押えて積極的な建設面を助長した施策が、この補正予算に多分に盛り込まれてゐる点であります。もとよりわれわれは、この補正予算に十全全善と云ふことなく満足感を持つたと言へば、たとへば災害復旧費、六・三制の學校建築費、地方配付税配付金、その他幾多の費目に不満と不十分を認めます。いんや、価格調整費は削減しても、特別會計への繰入れや補助金交付のために運賃値上げその他の措置を講じたるときにおいておやであります。またわれわれは、この国会の中にお

ればとて、窓外の行政整理や企業整備による失業者の職を求むる悲痛なる叫び、中小企業者や農業者の金詰まりのうめき、遠く海外よりいまだ帰らざる子を、夫を待つ留守家族のやるせなき気持、しかしして敗戦四年、この冬空にいと身にしむ生活苦に泣きぬれてゐる未亡人や外地引揚者、その他もろゝの社会不安を、ピン／＼と心のアンテナに感ぜざるものではないです。そうした経費もまた本補正予算には、十分に計上されておらないと言ひ得るかもしれません。

しかしながら、われ／＼は、今日の占領治下にあるわが国の立場の、きわめて困難に於て微妙なるものがあるをよく知るものであります。反対せんがために反対することはやさしい。しかし、これまでの反対論のどこに建設的な意見があつたであらうか。この塵埃と窮乏の中から、国を建て直すとする熱情が見られたであらうか。(拍手)私は、このような小児病的な感傷にとらわれた反対論、しかししてまた国際情勢にきわめてうといところの反対論に對しては、むしろその反対に反対をしようとするものであります。(拍手)

要するに本補正予算案は、一言にして申し上げますならば、東京の道路のそれのごとく、メーソン・ストリートだけは一応の補修はできたかもしれませう。しかし、一歩裏通りに入りますれば、いまだ戦後のままの、でこぼこ道であります。滞納の状態や、物価と賃金の関係などを、しきりに検討いたしましるならば、いまだもつて正直者がばかを見て来た終戦後の政治の病根

が芽除されてはおりません。これこそは、現内閣が今後責任をもつて解決すべき重大なる問題であらうと、私は警告いたすのであります。とはいひますものの、本補正予算案は、いわゆるドッジ・ラインを忠実に履踐しつつ、国際関係の動きに對処せんとする、きわめて伸縮性を持つた予算であり、明二十五年予算の一環として、シャウブ勸告案をもつてに取入れた、日本人及び日本政府の国際的誠実性と、祖国再建への熱願をば表現しておるものであります。そのまじめなる努力に深く敬意を表してやまざるものであります。(拍手)

最後に私は、昭和二十五年の度こそは、世界の歴史に、新たな姿の日本が、輝かしい再生の日の丸を打ち振るが、君が代の国歌を高らかに唱和しつつ、平和の鐘をつくべきときであらうと、かたく信じます。はたしてしからば、平和国家、文化国家としての経費が本補正予算案に盛り込まれておるかが問題であります。この点に對して、將來のかたき約束を誓わなければならぬことを警告いたすのであります。

はるかに聞く、ヨーロッパの戦勝国必ずしも坦々たる復興の大道を歩いておるものではないと。しかして、われ／＼は今日敗戦下におるのではありません。連合国の占領下に置かれておるのであります。従つて、占領下にあるというこの国際事情のもとにおきまして、今日政府が提出せられたるこの補正予算の程度のごときは、今日

の場合において真にやむを得ざるものであり、しかも最高限に国民の希望を満たしたるものであると私は思うのであります。(拍手)しかししてわれ／＼は、明年においてこそ国民のいわゆる講和会議への焦点を最高度に定めると同時に、軍備なき国家としての高き倫理性と道義感と人道精神とを新しき政治の指導理念として、日本のよき伝統を守りながら、国際社会に通ずる健全なる保守政党としての政治体制を確立すべく、その具体的施策を示されるであらうことを、私もはかたく信じて疑わないのであります。

この意味におきまして、私どもは本補正予算案に賛成すると同時に、反対せんがための反対をなし、暴力革命に持つて行かんとするところの共産党の政策に對しては、あくまでもこれに反対をいたし、私は民主連立派を代表いたしまして本補正予算案に賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(幣原重正郎君) 次は深澤義守君。
〔深澤義守君登壇〕
○深澤義守君 ただいま上程されました昭和二十四年度補正予算三案に對して、日本共産党を代表して反対の意見を表明するものであります。

本予算案を編成するにあたりまして吉田内閣のつた態度は、まづたくその自主性を失つておるのであります。去る九月の末に閣議で決定されておる半の日子を費しておるのであります。さらに、全国民の早期国会開会の要求を無視いたしまして、開会を遅らせ、開会いたしまして、会期切迫とも

に、予算案の審議に際しましては時間を切り詰め、あるいはまた輸出金融保険法の予算を組みながらも、これに對するところの法案は、予算案審議が結了いたしましたその後において提出されておるのであります。かようなことは、明らかに政府が絶対多数の陰に隠れて国会を軽視する態度である、われ／＼は断ぜざるを得ない。こういう立場において、われ／＼は、まず第一に、この政府のつた態度に對しては、反対の意を表明するものであります。

第二に、この補正予算はまづたく反人民的な、売國的な予算であるといふことをわれ／＼は断言する。これは労働者の賃金を六千三百円の低賃金に引き下げ、さらに四千二百五十円の低米価を農民に押しつけて、その基礎の上に本予算案が構成されておるのであります。労働者の生活は、今やその食費を切り詰めるに足らないような状態に追い込まれておる。あるいは一日二食主義、あるいは絶食が非常にふえておるといふことが現状の状態である。この補正予算によつて労働者の生活状態がよくなることは断じてないのである。

実質賃金の向上といふことを政府は放逐しておるけれども、その根拠としておるところの統計の数字自体が、きわめて不完全である。吉田総理も、統計の数字が不完全であるといふことは、みづから公言せられておる。政府の言うところの実質賃金の引上げは、まづたくこれはインチキであります。現在全国的に巻き起つておりますところの越年資金要求の聲は、これを十分

に物語つて余りあるものがあるのであります。官庁の給與をくぎづけにし、これをてことして全産業の賃金を切り下げ、労働強化を行い、首切りを強行するのが政府の意図であります。しかも一方において、鉄道運賃の八割引上げを断行し、電気、ガス料を値上げし、地代、家賃を値上げし、補給金を撤廃することによつて物価を騰貴せしめる。こうした政府の政策は、断じて全日本の勤労階級の賛成し得ざるものであります。

補正予算は、農民に對して四千二百五十円の低米価を押しつけておる。これはまづたく生産費の二分の一にも達しない額であります。さらに、吉田内閣の森農相は、この生産費が一千円から一万円であると言つてゐる。一石の米を千円で生産するところの農民が、日本のいづこにあるか。この一事だけをもちていたしまして、吉田内閣の農業政策に對しては、全日本の農民は憤激の声をあげてゐるのであります。(拍手)

さらに食糧管理特別会計の増額は、日本の農業破壊によつて、もつぱら外国食糧の輸入に依存するところの買弁政策である。災害復旧、土地改良の問題、開墾の問題、干拓あるいは農地改革等は、吉田内閣は全然サボつておる。さらに天くだりの強制供出によつて、日本の農業生産力を抑圧し、二千万石以上の外国食糧の輸入を計画しているのである。その結果、日本の農業が近き将来において徹底的に破壊し、農民は再び奴隷的な生活に陥れることは間違いないのであります。民自党の諸君が事念いたしました農

地委員会の選挙の結果成立いたしました全国農地委員会の協議会の大会は、吉田内閣反対の決議をいたしておりました。さらに今年度の米の補正の陰においては、全国農業調整委員会も、また全国知事会議も、吉田内閣に協力することをしないということを発表いたしましたのであります。これ自体は、民自党の、さらに吉田内閣の基盤が、今昔を立てて全国的に崩壊しておるといふところの証左であります。(拍手)

昨日の絶対多数は、もはや今日の絶対多数でないということを断じてさしつかえない。

次に本予算は、中小企業はもとより、外国資本につながらないところの民族産業をも崩壊しているのである。経済界を襲う不景気の波は、この予算によつて緩和されるどころか、ますます深められて行くのであります。

統制撤廃、購買力の減退、輸出の不振、補給金撤廃等の悪条件が重なり重なつて、滞貨と金詰まりはいよいよひどくなつていゝのであります。これに對して、政府は何らの具体策を持つていないのである。年末から来春にかけて、中小企業の大部分は、倒壊の運命をたどらざるを得ないような状態になつてゐる。かかる予算を政府は復興予

算と言つてゐるのであるけれども、またたく人民を愚弄するものはなほだしいのであります。吉田内閣の言ふところの復興予算とは、少数者のための復興予算であり、労働者、農民、中小企業はもちろん、多くの民族産業を倒壊させて、経済恐慌、社会不安をいよいよ増大させるのであります。

さらに第三に、この予算は水増し増税予算であるとわれ／＼は断ずるのであります。税制改革は当初の内容と著しく異なつたものであり、面目上苦しまぎれに数字をつくり上げたものであります。しかも、逆に自然増収二百十三億を見込んでおり、補正予算全体では十三億の増税になつてゐるのであります。勤労所得税は、当初千二百億に對し、減税は五十六億であるのに、自然増は百四十九億、差引九十二億の増税となつてゐる。申告所得税につきましては、十月末現在において、納税状況は予算の二一％にすぎない。滞納の額は、九月の末に二百九十五億に達してゐるのである。しかし、これはもともとれない金額を予定してゐたのでありまして、いまだら税の軽減と言つたところで、實質的には何の意味もないのであります。これはまったく欺瞞以外の何ものでもない。物品税、あるい

は織物消費税、取引高税等の間接税の軽減といふ問題につきましても、實際には吉田内閣の政策によつて、これらを納めるところの事業は崩壊してゐるのである。従つて、収入の見込みがほとんどないのであります。これを軽減と称するのは、欺瞞もはなほだしいのであります。

第四に、本予算が不正、腐敗の予算であるといふことをわれ／＼は断言する。薪炭特別会計の問題、食糧管理特別会計に対する繰入れ、あるいは公団への出資金は、国民の疑惑の的となつてゐるのであります。政界、財界、官界のボスどもによつて食い荒されたその穴埋めを、国民の税によつてまかなうようなやり方は、われ／＼の断じて承服できないところでありまして、(拍手)薪炭特別会計のこの不正は、もはや疑うところがない。政府もこの点は何ら弁解の余地がないのである。

さらに公団出資をいたしますところの油糧公団は、審査委員会によつて、すでにその不正が問題になつてゐるではないか。さらに肥料公団の問題についても、運賃をめぐるところの不正問題で、今や幹部が告発されんとしておるような状態である。かように乱脈をきわめたところの公団經理に對して、

何ら検討することなく、補正予算に對して、兩特別会計において二百二十四億の繰入れを行い、公団に對しては四十三億の巨額の額を、われ／＼人民の税金によつて負担するということに對しては、われ／＼は断じて承服することができないのである。これをあえてやる政府は、この不正と腐敗を擁護してゐると断じて、何と弁解ができるのであらうか。

さらにわれ／＼は、この補正予算は合理化、首切りの予算であると断定する。政府は、再建のかぎは貿易振興にあると言つてゐる。為替レートの変更はしないと言つてゐる。しかし、その結果は一体どうなるか。ポンドの切下げによつて受けたところの貿易の打撃をすべて勤労大衆に押しつけて、政府の輸出振興対策はすべて企業の合理化であり、それは低賃金、首切り、労働強化によつて勤労大衆を奴隷的な状態に陥れて、そのコストを切り下げんとしてゐるのであります。こうして発生したところの膨大な失業率、半失業率に對して、はたしていかなる失業政策を政府は持つてゐるか。

現在全日本には、潜在失業者を含めて一千万の失業者が存在してゐるのである。しかるに政府の失業対策費は、

一日就業できる者はわずかに二万人にしかすぎないといふような失業対策費である。膨大な失業者を、この年の瀬の迫る街頭に投げ出して置いて、いたずらに社会不安を増大させるのは、吉田内閣の政策そのものであると、われ／＼は断ずるのである。

このような低賃金、低米価を基礎といたしましたところの輸出が、飢餓輸出であり、そしてソーシャル・ダンピングとして現われて来ることは間違いないのであります。このソーシャル・ダンピングこそ、かつての侵略戦争の原因となつてゐることを、われ／＼は銘記すべきである。吉田内閣は、再びこの誤りを――のであります。

飢餓輸出を中心とするところの貿易体制は、協定貿易の形で進められてゐるのであります。この結果は、日本再建に役立たないところの不必要なるものがどし／＼押しつけられて来るのである。外国の恐慌がわが日本に輸入され、激増する滞貨の山の中で、全人民は労働強化と失業と飢餓にあえがなければならぬといふ結果になるのであります。

特にこの際注目すべきは、現在国会に提出されておるところの外国為替及び外国貿易管理法であります。

貿易公団が廃止されて民間貿易となつた場合において、貿易の資金はきわめて莫大であります。この巨額の資金を、日本商社の力をもつてしてはまかない得ない。しかも、この法律によつて莫大な保証金を積み立てなければならぬ結果、資金の豊富な外国銀行や、あるいはこれと結んだところの国内の少数の銀行が、外国銀行や外国商館と手を握つて、わが日本の貿易を完全に支配するといふ危険性があるのであります。貿易と為替を握るものこそ全日本の経済を支配するものであります。この目的を達成するために、このたびの法案ができてゐるのである。しかもこの法案は、重要な部分はすべて政会にまかされてゐるのであります。かつての白紙委任状的な国家総動員法の再現であるといふことは断ずることができぬ。(拍手)日本の国民生活全体が、今やこの法律によつて外国資本の支配下に屈しようとしてゐるのであります。これこそ吉田内閣の買弁政策の最大の現われであるといふことは断ずることができぬのであります。(拍手)

吉田総理は、講和の問題については、常に仮定であるということによつて答へられなければならない、事実は、日英貿易協定のごとく、ある特定国と実質的講和の方向に進んでゐるのである。これは必然的に單獨講和への道であつて、この道は——の道であるといふことをわれ／＼は断ずる。(拍手、「懲罰々々」と呼び、その他発言する者あり)われ／＼がボツダム宣言と憲法に忠実である限り、講和は、あくまで全面講和以外にあり得ないのである。これこそ全国民の要望であります。世界的情勢と、特に極東の人民勢力強化の狀態に、ことさらに目をそむけて、窮乏の底から立ち上らんとする全人民を弾圧と分裂によつて抑圧し、かくて民族の運命を外資に売り渡さんとする吉田内閣の全政策は、一部少数者の利益にのみ奉仕する買弁政策であり、植民地政策であります。補正予算は、この政策をはつきりと現わしたものであります。わが日本共産党は、この点において、補正予算三案に対して断固として反対し、同時に越年資金を支給すること、労働者の生活を保障するところの賃金制度を確立すること、生産費を償ふところの米価を決定すること、所得税の免税点を四十万円に引上げること、内容をみるところの組みかへ予算を要求いたしまして、本補正予算三案に対して断固として反対の意を表明するものであります。(拍手)

○議長(幣原重厚君) ただいまの深澤君の発言中不穏当な言葉がありますれば、速記録を取調べの上、適當の処置をとることいたします。

次は世耕弘一君。

〔世耕弘一君登壇〕

○世耕弘一君 私は、公正俱樂部を代表いたしましたして、本予算案に警告を付して賛成の意を表したいと思ふのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

靜かに本予算を検討いたしまするに、予算の編成にあつて相当苦心の跡はうかがわれるのであります。しかしながら、いまだ足らざる点が多々あることを指摘しなければならぬのであります。ことに、ドッジ案並びにシヤウブ・プランの線が相当明瞭に現れて

おりますけれども、吉田ラインあるいは池田プランという形がこの予算案に明瞭に現れていないことは、はなはだ不満足であります。全面的に考察すれば、積極性と建設的な点において欠けるところがあるかと思はれるのであります。端的に批評すれば、官儀的臭みが多分にあることを申し上げておきたい。但し、本予算案の中には、相

当時局勢緊要にして重要な予算が計上されておりますので、一応この予算を承認いたしまして、次年度の本予算において、あらためてわれ／＼の態度を決定したい、かように考へて本予算に一応賛成の意を表する次第であります。

但し、この際政府に対して特に警告を發したいと思ふことは、近來ややもすれば、国会におけるところの決定並びに国会の決議事項に対して行政の末端において歪曲されたる点が少ないのであります。よつて政府は、今後本予算の執行の上においても細心の注意を拂つて、民主政治の意義に徹するよう、特に警告を付して本予算案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 平川篤雄君。

〔平川篤雄君登壇〕

○平川篤雄君 私は、ただいま上程せられております三案に対して反対の意を表明するものであります。

〔副議長退席、議長着席〕

反対の第一点は、本案は重税と金融難に苦しんでおります国民の多数の期待を裏切つてゐるという点であります。そも／＼当初予算がデフレの要因を含んでおるといふことは、われ／＼のしば／＼指摘したところでありまして、政府もまたこれに気づいておつた

といふことは、前国会における審議に際しまして、常に重要な点になりましたと、見返り資金の運用とシヤウブ氏の税制改革という煙幕の中に暗晦しておつたという事実をもつて明らかであります。諸君はまた、第五国会閉会後、閣僚並びに党の幹部以下の諸君が、全国各地において濫発をいたした楽しい公約や、希望に満ちた朗報説を、再び思い起していただきたいのであります。国民は絶対多数党の、いわゆるこでであり、打出の小づちである見返り資金と税制改革というものに多大の期待を寄せて、重税も、金詰まりも、失業も、倒産も、あけて今日まで耐え忍んで來たのであります。

しかるに、その見返り資金は、現在まで二百十九億使用せられたのみでありまして、大蔵省において検討中のものが百億、しかも大部分は明年度に運用を繰越さざるを得ない状態になつておることが、このたびの審議で明らかになつたのであります。政府は、産業の振興や、それによる失業者吸収、デフレの抑圧、ことに農漁業及び中小小工業の金融等について多大の期待を抱かせていたものでありますが、すべてこれら是一片の夢物語りと化してしまつたのであります。シヤウブ勧告による減税

は誇大に宣伝されましたが、本予算において、わずかに二百億にすぎません。これに反しまして、増収分は二百十三億が計上されておるということでは、前の議員からも申されたところであり、これをもち、運賃の値上げや、主食の値上げや、補給金削減による物価の騰貴等をカバーして、国民の重税を軽減するものとは、絶対に考えられないのであります。

ことに勧告に反して、農業及び中小企業者の待望いたしております事業所得税の改正が本年度見送られたということは、まことに奇怪千万であります。勤労所得税の軽減が、しきりに給與ベースを上げる必要がないという口実に使われておる点を考えますと、きに、私どもは、農業におきまして、食糧法や供出割当の引きかえに、この減税が利用せられるのではないかと、今から大いに警戒を要すると思えるのであります。

六・三予算は、本年度十五億、明年度四十五億、計六十億の応急的支出をもつて一応打切られるという公算が、きわめて大となつたのであります。おそらく最低に見積りましても四百億の工事を要するのでありますが、これらは一時に殺到いたしましたして、三百億は依

然国民の寄付的支出を強要することになるでありましょう。九十億の地方交付税の増額などは、これに対して何らの役にも立たないのであります。

これを要するに、デフレ現象の抑止は不可能である。今後重税の生活苦は打開されない。国民に期待を持たせ、さらにこれを裏切つたところの政治的責任を、政府並びに與党は痛感すべきであります。(拍手)

反対の第二点は、積極的に復興に向う予算だと政府は誇示いたしておりますが、むしろ彌縫的な消極予算にすぎないのであります。公共事業費の大部分は、本年度災害の十分の一に満たざる復旧に使用せられるのであります。

失業対策費も僅少でありまして、前者とあわせ考えましても、これによつて救済せられるデフレの犠牲者は僅少であります。ことに農村に現に滞在し、現に潜入しつつある莫大な失業者口は、いかんともしがたいものであります。

輸出産業についても、政府に確信がなく、頼むところは、ただ適切な金融措置であります。これもともわずかでありまして、しかも金融機関は、自己資金の不足分を手当することをもつて原則とすると考えております。政

府の金融政策というものは、現実に自己資本を持たないところの中小企業者や農民を見殺しにするものであり、これらに依存するわが国経済を破綻に導くものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

政府機関等損失補填金は、三百億の多額に上るのであります。食糧管理の百七十一億は、戦前戦後を通じて未曾有の三百七十五万トンという食糧の輸入に伴うものであり、これに関連いたしました、四百七十七億に及ぶ食糧の価格調節補給金は、外国食糧依存、国内産主食低価格政策の結果でありまして、絶対にわれ／＼の承服しがたいところであります。

薪炭需給調節の五十四億七千万円の取扱いは、きわめて乱暴であつて、政府は未拂いの薪炭及び買上げを約した未買収薪炭の代金及び利子の引当にについては、生産者並びに集荷業者に遅滞なく支拂うべきものであります。しかしながら、詐欺、横領、横流し等の犯罪の介在を予想せられますところの部分につきましては、むしろ一時借入金等をもつて措置すべきであつて、国民の血税をもつて失政と罪惡をおおわんとすることは、国民の代表たるわれわれのなすに忍びないところでござります。(拍手)

さきに政府は、安本の五箇年計画の発表を抑えました。今もつて成案を持たないということが明らかになつたのであります。講和條約においてわれわれの許されますところの生活水準については、さきにマツコイ氏の声明もあり、活発に、しかしながら謙虚なる態度をもつて、十分に論議を盡されてよいものと私は信ずるのであります。平和的な生活を営む権利というのは、われ／＼にも留保せられておるはずであります。しかるに、この国民の生活水準について、総理から、しば／＼の論議があつたにもかかわらず、何らの回答を得るに至らなかつたのであります。

これらを総合いたしますと、本予算は、基底に存すべき国民経済復興の理想を欠き、従つて将来に対する何らの具体性を持つものでないことは明らかであります。

反対の第三点は、われ／＼の政策の基盤をいたしますところの農業復興の政策に相反するものがあるからであります。政府は、米価審議会の答申を無視いたしました。四十二百五十円の米価を決定いたしました。農林大臣をもつて言わしむると、生産費は平均石当

り三千数百円でけつこうである、この四千二百五十円という米価は、それを上まわるものであるから、さしつかえがないのであります。かかる農林統計を簡単に信頼いたしますところの農林大臣の知性を疑わざるを得ないのであります。

価格調整費の削減は、ます／＼生産費、生活費の増大を予想せしめております。これこそ、低物価による、低米価による低賃金政策をもつて日本産業を復興せんとする政府の企図は明らかなものと言わざるを得ないのであります。が、もしも農民の犠牲をもつて復興を考へるものではないと抗弁するならば、シャウプ氏勧告通り、農民課税の減税を行うべきであります。米俸制度や、かんしよ統制撤廃を呼号するならば、その前に食糧確保臨時措置法の一部改正を撤回すべきである。

〔議長退席、副議長着席〕
他物資の価格同様、米価も国際価格にさや寄せをいたしました。食糧補給金、食糧経費の減少分を減税に引当てるべきである。国内自給態勢を基本とする民主自由党の農業政策であるというならば、まず外国食糧依存の食糧計画を再検討いたしましたして、土地改良、開墾、農林金融等の、増産の積極

的政策に露出をさくべきであります。かかる点について、本予算が何ら農民の要望にこたえることがないのみか、政府及び民主自由党に一貫せる農業政策と農村復興の熱意なきものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

われ／＼は、かかる予算に対し絶対に組みかえを要求いたしましたして、反対の意を表明する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岡田春夫君。

(岡田春夫君登壇)

○岡田春夫君 私は、労働者農民党を代表いたしましたして、本補正予算案に絶対反対であるばかりでなく、即座に撤回されんことを要求するものであります。

まずその理由の第一といたしまして、本予算案は、政府、金融資本に対して莫大なる資金の吸収を行つて、その結果産業経済界にデフレ恐慌を招来するものであるということでありま

つて国内購買力の徹底的な抑圧を行うとともに、反面において、日本の産業経済界から千数百億に余りますところの莫大な資金を吸収せんといたしているのではありません。これを予算の中で具体的に申し上げますならば、鉄道特別会計、食糧特別会計、あるいは新炭炭字の特別会計その他を初めといたしまして、見返り資金の特別会計には八百二十億の資金を擁しながらも、そのうちで三百五十億しか使つておられない。残りの四百数十億は、いまだにアイドル・ファンドとして、そのまま押えているのである。

このようにして、これら千数百億の資金は、産業経済界から政府に吸収されまして、政府は、金融資本家との間において、旧債務の償還その他の方法をもつて、やつたりとつたりのキャッシュ・ボールの方式をもつて、いたすに産業経済界のデフレを深刻化せしめている現状であります。これはまことに、日本銀行のポリシー・ボードを中心にして、金融独占資本の支配強化のために吉田内閣が積極的に協力をいたしつゝあるという事実を明らかにするものであります。(拍手)その結果、政府と金融資本においては、池田大蔵大臣の言う通りにデイスインフレーション

の現象は現われて参るかもしれませんけれども、実際に産業経済界においては極端なるデフレ経済が起りつつあることは、事実をもつて明らかにすることができると思ふのであります。(拍手)

第二点は、本予算案は、めくら貿易によつて国内産業を破滅に追い込んで、日本の国を半植民地的な危機に追い込む亡国予算であるということでもあります。(拍手)この予算案を見れば、価格調整補助金の削減によつて、八割の貨物運賃の値上げによつて、国内物の価はますます値上りになつて行くばかりであります。しかしながら、国際経済の面においては、アメリカの過剰食糧生産の状態によつて、明らかに世界経済恐慌の現象が現われつつある。国際物は急速に低下の傾向を明らかにいたしているのではありません。この国内物価と国際物価との矛盾は、早くもこの補正予算の中に明らかに現われております。それは、食糧特別会計の百七十億の一般会計からの繰入れ、この点に明らかに現われているのであります。すなわち、当初の計画から見ると、実際に二百萬トンもよけい輸入を増加しなければならぬ現状である。このような……(発言する者多し)

静かにしないとやしません。

(発言する者多し)

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。

○岡田春夫君(続) 最近の現象は、明らかに輸入超過の現象が現われつつある。外国の新聞によれば、日本との貿易は、今まで歴史上かつてないボロもろけの貿易であるから、このような貿易は絶好の條件であるということを書いている。このような状態を見ても、また昨日提出されております外国為替管理法案によりまして、自由貿易という名目によつて、めくら貿易が行われ、日本の植民地化が進行されつつあるのではありません。本日経済安定委員会における公聴会において、東京銀行の重役が、日本の民自党の諸君が唱える自由貿易主義によつては、外国の商社に日本の商社が押しまくられる危険性がある、ということを警告いたしておりますことを見ても、この予算案によるならば、われ／＼は、あくまでもこの予算案は……

(発言する者多し)

○副議長(岩本信行君) 御静粛に願います。——御静粛に願います。時間があつたかでありましてから御静粛に願います。

(離席する者、発言する者多し)

○岡田春夫君(続) 静かにしてください。静かになるまでやしませんぞ。

○副議長(岩本信行君) 岡田君、発言を進めてください。

○岡田春夫君(続) 聞えませんが、静かにさせてください。

○副議長(岩本信行君) 発言を進めてください。

○岡田春夫君(続) 静かにしてもらわないと私はやれません。静かにしてもらわない限りやしません。

○副議長(岩本信行君) 発言をしてください。

○岡田春夫君(続) それでは御静粛になるならば続行いたします。

われ／＼が反対をいたします第三の理由は、先ほども申し上げたように、補正予算……

○副議長(岩本信行君) 岡田君、ちよつと申し上げておきます。時間はすでに経過しておりますから、きわめて簡単に願います。(拍手)

○岡田春夫君(続) 私は、第三の理由といたしまして、物価の値上げと、減税ではなくて増税を強要する予算であるという意味において絶対に反対いたします。いろ／＼これは申し上げる必要はありません。この点については、

ただいま民自党の諸君が私に拍手をさ
れました事実を見ても、私の正しさを
認めておると思います。(拍手)

第四の点は、本予算案によつて高級
官僚あるいは政界ボスの不正所得を国
民にしりぬぐいさせるインチキな予算
である、かように私は言わざるを得な
いのであります。この点については、

薪炭特別会計の面においてもすでに明
らかであります。またインチキな予算
であるという点を、もう一つだけ申し
上げておきますが、鉄道特別会計の予
算の中で、石炭費の節約二億円で計上

されておりますけれども、過般公共企
業体労働関係法の仲裁委員会におきま
して、運輸省の経理局長が、石炭の節
約によつて四十億円の退職資金を出し

たということを、明確に言明いたして
おります。この点から見ましても、石
炭の節約の中に四十億円の予算が計上

されておらない。この点を見まして
も、この補正予算が正確ならざるイン
チキな予算であるということは明らか
であります。

これらの点においても、この予算が
いかに日本の経済を危機に追い込むも
のであるか、いかにインチキなもので
あるかということは、すでに明確であ
ります。

○副議長(岩本信行君) 岡田君、進め
てください。

○岡田春夫君(統) 私は、この民自党
の提出されました予算に對しまして絶
對に反對を主張いたしまして、一日も

早く、一時間も早く政府が撤回されん
ことを要求いたしまして演説を終りま
す。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これより採決
に入りたいと思いますが、退場された
議員の方が入場されるまで、ちよつと
お待ちください。

「採決々々早く採決せよ」と呼
ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) これより採決
に入ります。昭和二十四年度一般會計
予算補正(第一号)、昭和二十四年度特
別會計予算補正(特第一号)、昭和二十
四年度政府関係機関予算補正(機第一

号)、右三件を一括して採決いたしま
す。この採決は記名投票をもつて行い
ます。昭和二十四年度一般會計予算補
正(第一号)外二件を委員長報告の通り
決するに賛成の諸君は白票、反對の諸
君は青票を持参せられんことを望
みます。閉鎖。氏名点呼を命じま
す。

〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕

○副議長(岩本信行君) 投票漏れはあ
りませんか。

「あり」「異議あり」と呼ぶ者あ
り

○副議長(岩本信行君) 投票漏れあり
との少數の声がありますので、これよ
り三分以内に投票をお願いします。その時
間中に投票なきものは棄権とみなしま
す。(拍手)——投票される方はお急ぎ
をお願いします。投票箱閉鎖。開匣。開
鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(岩本信行君) 投票の結果を
事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕
投票總数 二百六十四
可とする者(白票) 二百二十九
〔拍手〕
否とする者(青票) 三十五
〔拍手〕

○副議長(岩本信行君) 右の結果、
昭和二十四年度一般會計予算補正(第
一号)、昭和二十四年度特別會計予算補
正(特第一号)及び昭和二十四年度政府
関係機関予算補正(機第一号)は委員
長報告の通り可決いたしました。(拍
手)

〔参照〕

昭和二十四年度一般會計予算補正
(第一号)外二件を委員長報告の通り
決するを可とする議員の氏名

阿佐美廣治君	足立 篤郎君	岡田 五郎君	岡西 明貞君
安部 俊吾君	青木 孝義君	岡野 清豪君	岡村利右衛門君
青木 正君	青柳 一郎君	押谷 富三君	加藤隆太郎君
浅香 忠雄君	浅利 三朗君	鍛冶 良作君	風間 啓吉君
麻生太賀吉君	天野 公義君	片岡伊三郎君	甲木 保君
有田 二郎君	井上 知治君	門脇勝太郎君	上林山榮吉君
飯塚 定輔君	池田正之輔君	神田 博君	川野 芳満君
池田 勇人君	池見 茂隆君	川端 佳夫君	川村善八郎君
石田 博英君	稲田 直道君	川本 末治君	河原伊三郎君
今村 忠助君	今村長太郎君	菅家 喜六君	木村 公平君
岩川 與助君	宇田 恒君	菊池 義郎君	北澤 直吉君
宇野秀次郎君	植原悦二郎君	倉石 忠雄君	栗山長次郎君
内海 安吉君	江崎 眞澄君	黒澤富次郎君	小金 義昭君
江花 靜君	遠藤 三郎君	小平 久雄君	小玉 治行君
小笠原八十美君	小川原政信君	小西 英雄君	小峯 柳多君
小澤佐重喜君	小高 薫郎君	近藤 鶴代君	河野 謙三君
小野瀬忠兵衛君	小淵 光平君	佐々木秀世君	佐久間 徹君
尾関 義一君	越智 茂君	佐藤 榮作君	佐藤 重遠君
大石 武一郎君	大泉 寛三君	坂田 道太君	坂本 實君
大内 一郎君	大澤嘉平治君	志田 義信君	清水 逸平君
大野 伴睦君	大橋 武夫君	篠田 弘作君	澁谷雄太郎君
大村 清一君	大和田義榮君	島村 一郎君	周東 英雄君
岡延右門君	岡崎 勝男君	鈴木 明良君	鈴木 仙八君
		鈴木 善幸君	鈴木 正文君
		關谷 勝利君	千賀 康治君
		田口長治郎君	田中 角榮君
		田中 啓一君	田中 重彌君

田中 元君	田中 萬逸君	福永 健司君	藤井 平治君	金光 義邦君	小坂善太郎君
田淵 光一君	多武良哲三君	藤枝 泉介君	測 通義君	島田 末信君	鈴木 幹雄君
高木 章君	高木 松吉君	船越 弘君	降旗 徳弥君	田中伊三次君	田中不破三君
高塩 三郎君	高橋 英吉君	星島 二郎君	細田 榮藏君	田中 豊君	岡司 安正君
高橋 樺六君	高橋 等君	本多 市郎君	眞鍋 勝君	坪川 信三君	中村 又一君
高間 松吉君	竹尾 式君	前尾繁三郎君	前田 郁君	永井 要造君	長野 長廣君
玉置 信一君	玉置 實君	前田 正男君	牧野 寛策君	原 彪君	保利 茂君
中馬 辰猪君	塚田十一郎君	増田甲子七君	益谷 秀次君	山崎 岩男君	山本 利壽君
塚原 俊郎君	辻 寛一君	松井 豊吉君	松木 弘君	吉田 安君	浦口 鉄男君
圓谷 光衛君	坪内 八郎君	松田 鐵藏君	松野 頼三君	世耕 弘一君	
飛嶋 繁君	苦米地英俊君	松本 善壽君	三池 信君	否とする議員の氏名	
富永格五郎君	奈良 治二君	三浦寅之助君	三宅 則義君	荒木萬壽夫君	有田 喜一君
内藤 隆君	中川 俊思君	水田三喜男君	水谷 昇君	小野 孝君	川崎 秀二君
中村 幸八君	中村 純一君	満尾 君亮君	南 好雄君	小林 運美君	坂口 主税君
中山 マサ君	仲内 憲治君	宮幡 靖君	宮原幸三郎君	笹山茂太郎君	椎熊 三郎君
永井 革修君	永田 節君	武藤 嘉一君	村上 勇君	園田 直君	千葉 三郎君
丹羽 彪吉君	西村 英一君	村上 清治君	守島 伍郎君	床次 徳二君	中島 茂喜君
西村 直巳君	西村 久之君	森 幸太郎君	森 曉君	中曾根康弘君	並木 芳雄君
根本龍太郎君	野原 正勝君	八木 一郎君	藥師神岩太郎君	島山 重勇君	林 好次君
橋本登美三郎君	橋本 龍伍君	柳澤 義男君	山口喜久一郎君	増田 連也君	村瀬 宣親君
島山 鶴吉君	花村 四郎君	山口 好一君	山崎 猛君	柳原 三郎君	今井 耕君
原田 雪松君	樋貝 詮三君	山村新治郎君	山本 猛夫君	岡田 勢一君	金子與重郎君
平井 義一君	平澤 長吉君	山本 久雄君	吉田 茂君	河口 陽一君	小平 忠君
平島 良一君	平野 三郎君	吉田 省三君	吉武 惠市君	小林 信一君	河野 金昇君
廣川 弘禪君	福井 勇君	龍野喜一郎君	若林 義孝君	高倉 定助君	竹山祐太郎君
福田 篤泰君	福田 一君	渡邊 良夫君	天野 久君	寺崎 覺君	中村 寅太郎君
福田 喜東君	福永 一臣君	犬養 健君	奥村又十郎君		

福永 健司君	藤井 平治君	金光 義邦君	小坂善太郎君	羽田野次郎君	平川 篤雄君
藤枝 泉介君	測 通義君	島田 末信君	鈴木 幹雄君	松本 龍藏君	松本六太郎君
船越 弘君	降旗 徳弥君	田中伊三次君	田中不破三君		
星島 二郎君	細田 榮藏君	田中 豊君	岡司 安正君		
本多 市郎君	眞鍋 勝君	坪川 信三君	中村 又一君		
前尾繁三郎君	前田 郁君	永井 要造君	長野 長廣君		
前田 正男君	牧野 寛策君	原 彪君	保利 茂君		
増田甲子七君	益谷 秀次君	山崎 岩男君	山本 利壽君		
松井 豊吉君	松木 弘君	吉田 安君	浦口 鉄男君		
松田 鐵藏君	松野 頼三君	世耕 弘一君			
松本 善壽君	三池 信君	否とする議員の氏名			
三浦寅之助君	三宅 則義君	荒木萬壽夫君	有田 喜一君		
水田三喜男君	水谷 昇君	小野 孝君	川崎 秀二君		
満尾 君亮君	南 好雄君	小林 運美君	坂口 主税君		
宮幡 靖君	宮原幸三郎君	笹山茂太郎君	椎熊 三郎君		
村上 勇君		園田 直君	千葉 三郎君		
武藤 嘉一君		床次 徳二君	中島 茂喜君		
村上 清治君	守島 伍郎君	中曾根康弘君	並木 芳雄君		
森 幸太郎君	森 曉君	島山 重勇君	林 好次君		
八木 一郎君	藥師神岩太郎君	増田 連也君	村瀬 宣親君		
柳澤 義男君	山口喜久一郎君	柳原 三郎君	今井 耕君		
山口 好一君	山崎 猛君	岡田 勢一君	金子與重郎君		
山村新治郎君	山本 猛夫君	河口 陽一君	小平 忠君		
山本 久雄君	吉田 茂君	小林 信一君	河野 金昇君		
吉田 省三君	吉武 惠市君	高倉 定助君	竹山祐太郎君		
龍野喜一郎君	若林 義孝君	寺崎 覺君	中村 寅太郎君		
渡邊 良夫君	天野 久君				
犬養 健君	奥村又十郎君				

島田 末信君	鈴木 幹雄君	羽田野次郎君	平川 篤雄君
田中伊三次君	田中不破三君		
田中 豊君	岡司 安正君		
坪川 信三君	中村 又一君		
永井 要造君	長野 長廣君		
原 彪君	保利 茂君		
山崎 岩男君	山本 利壽君		
吉田 安君	浦口 鉄男君		
世耕 弘一君			
否とする議員の氏名			
荒木萬壽夫君	有田 喜一君		
小野 孝君	川崎 秀二君		
小林 運美君	坂口 主税君		
笹山茂太郎君	椎熊 三郎君		
園田 直君	千葉 三郎君		
床次 徳二君	中島 茂喜君		
中曾根康弘君	並木 芳雄君		
島山 重勇君	林 好次君		
増田 連也君	村瀬 宣親君		
柳原 三郎君	今井 耕君		
岡田 勢一君	金子與重郎君		
河口 陽一君	小平 忠君		
小林 信一君	河野 金昇君		
高倉 定助君	竹山祐太郎君		
寺崎 覺君	中村 寅太郎君		

出席國務大臣

内閣總理大臣	吉田 茂君
外務大臣	吉田 茂君
國務大臣	殖田 俊吉君
大藏大臣	池田 勇人君
文部大臣	高瀬莊太郎君
農林大臣	森 幸太郎君
通商産業大臣	稻垣平太郎君
運輸大臣	大屋 晋三君
郵政大臣	小澤佐重喜君
電気通信大臣	鈴木 正文君
労働大臣	益谷 秀次君
建設大臣	青木 孝義君
國務大臣	樋貝 詮三君
國務大臣	本多 市郎君
國務大臣	増田甲子七君
國務大臣	山口喜久一郎君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義丸君

地方自治庁次長 遠山信一郎君

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 森永貞一郎君

大蔵事務官 河野 一之君

厚生政務次官 矢野 西雄君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長宛、去る二十一日議長において承認した山下知二郎外四名及び二十四日承認した小瀧彬外二名を昨二十五日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十五日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

四五〇 谷口善太郎君

四六四 山口 武秀君

一、昨二十五日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

警察電話施設運用の独立採算に
関する質問主意書（江崎一治君提
出）

